

受付第 46 号
-7.4.11
北本市議会
事務局

議 長	事務局長	参事	主 査	主 任	
山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫
山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫	山崎 隆夫

別記様式(第6条関係)

政務活動費収支報告書

令和7年4月 11日

北本市議会議長 滝瀬 光一 様

会 派 名 緑風会
経理責任者氏名 小久保博雅

北本市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、下記のとおり令和6年度分政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入(政務活動費) 960,000 円

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費	363,620	研修報告書の通り
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費	11,446	トナーカートリッジ 1本
資 料 購 入 費	21,076	「叱れば人は育つ」は 幻想他
人 件 費		
事 務 所 費	9,300	ドリス本棚大容量スリ ム3段他
合 計	405,442	

3 残 額 554,558 円

(注)備考欄には、主な支出の内訳を記載してください。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 緑風会

令和 6 年度分

使途基準 項 目	研修費	1/4 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和6年 4月18日	人口減少対策・地方創 生特別研修 受講料	60,000 円	1	
令和6年 4月18日	人口減少対策・地方創 生特別研修 交通費	1,716 円	政務活動費 支払証明書	
令和6年 4月19日	人口減少対策・地方創 生特別研修 交通費	1,716 円	政務活動費 支払証明書	
令和6年 6月21日	市町村議会議員研修 社会保障・社会福祉 参加費	11,000 円	2	
令和6年 6月21日	市町村議会議員研修 社会保障・社会福祉 参加費振込手数料	440 円	2	
令和6年 6月30日	市町村議会議員研修 社会保障・社会福祉 交通費(北本～米原～ 唐崎、JR・新幹線、往 復)	28,180 円	3	
令和6年 10月21日	第11回生活困窮者 自立支援全国研究交 流大会 交通費(北本～名古 屋、JR・新幹線、往復)	24,100 円	4	
合 計 額		127,152 円		

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 緑風会

令和 6 年度分

使途基準 項 目	研修費	2/4 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和6年 11月9日	第11回生活困窮者 自立支援全国研究交 流大会 宿泊費	11,380 円	5	
令和6年 11月9日	第11回生活困窮者 自立支援全国研究交 流大会 参加費	5,000 円	6	1,000 円は昼 食代のため 政務活動費 に含めない
令和6年 11月9日	第11回生活困窮者 自立支援全国研究交 流大会 市内交通費	920 円	政務活動費 支払証明書	
令和6年 11月10日	第11回生活困窮者 自立支援全国研究交 流大会 市内交通費	920 円	政務活動費 支払証明書	
令和6年 12月18日	適正な議員定数の算 定手法を考える 受講料	50,000 円	7	2名分按分
令和7年 1月6日	交通空白解消セミナ ー WEB 受講費	30,000 円	8	資料・動画 データ代
令和7年 1月6日	交通空白解消セミナ ー WEB 受講費振込手数 料	440 円	8	
合 計 額		98,660 円		

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 緑風会

令和 6 年度分

使途基準 項 目	研修費	3/4 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和 7 年 1 月 14 日	市町村議会議員研修 人口減少社会 交通費（北本～米原～ 唐崎、JR/新幹線、往 復）	28,580 円	9	
令和 7 年 1 月 17 日	交通空白解消セミナ ー 受講費	30,000 円	1 0	
令和 7 年 1 月 17 日	交通空白解消セミナ ー 交通費	1,540 円	政務活動費 支払証明書	
令和 7 年 1 月 23 日	市町村議会議員研修 人口減少社会 参加費	11,000 円	1 1	
令和 7 年 1 月 23 日	市町村議会議員研修 人口減少社会 参加費振込手数料	440 円	1 1	
令和 7 年 2 月 10 日	適正な議員定数の算 定手法を考える 交通費	2,728 円	政務活動費 支払証明書	2 名分按分
令和 7 年 2 月 13 日	交通空白解消セミナ ー 受講費	60,000 円	1 2	
令和 7 年 2 月 13 日	交通空白解消セミナ ー 受講費振込手数料	440 円	1 2	
合 計 額		134,728 円		

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 緑風会 令和 6 年度分

使途基準 項 目	研修費	4/4 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和7年 3月26日	交通空白解消セミナー 交通費	1,540 円	政務活動費 支払証明書	
令和7年 3月27日	交通空白解消セミナー 交通費	1,540 円	政務活動費 支払証明書	
合 計 額		3,080 円		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

政 務 活 動 費 支 払 証 明 書

【使途基準項目ごとに作成する】

会派名 緑風会

令和 6 年度分

使途基準 項 目	研修費	1 / 2 枚	(単位：円)		
支 出 年 月 日	使途及び支払内容 【具体的に記入】	支払先名称等	支払額 (按分後)	領収書等を徴 すことができ なかった理由	備 考 (按分率等)
	人口減少対策				
令和 6 年 4 月 18 日	北本～有楽町	JR 東日本	1,716 円	Suica 使用	往復
令和 6 年 4 月 19 日	北本～有楽町	JR 東日本	1,716 円	Suica 使用	往復
	生活困窮者				
令和 6 年 11 月 9 日	名古屋～太田川	名古屋鉄道	920 円	Suica 使用	往復
令和 6 年 11 月 10 日	名古屋～太田川	名古屋鉄道	920 円	Suica 使用	往復
	交通空白				
令和 6 年 1 月 17 日	北本～新宿	JR 東日本	1,540 円	Suica 使用	往復
	適正な議員定数				
令和 6 年 2 月 10 日	北本～池袋	JR 東日本	2,728 円	Suica 使用	往復 2 名分 1,364 円×2
合 計 額			9,540 円		

政 務 活 動 費 支 払 証 明 書

【使途基準項目ごとに作成する】

会派名 緑風会

令和 6 年度分

使途基準 項 目	研修費	2 / 2 枚	(単位：円)		
支 出 年 月 日	使途及び支払内容 【具体的に記入】	支払先名称等	支払額 (按分後)	領収書等を徴 すことができ なかった理由	備 考 (按分率等)
	交通空白				
令和6年 3月26日	北本～新宿	JR 東日本	1,540 円	Suica 使用	往復
令和6年 3月27日	北本～新宿	JR 東日本	1,540 円	Suica 使用	往復
合 計 額			3,080 円		

領収書等貼付用紙

No. /

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	1/12

領 収 証

2024 年 4 月 18 日

緑風会

様

★

¥60,000

但 4/18.19 人口減少対策・地方創生特別研修

研修会受講代として

上記正に領収いたしました

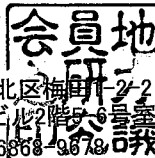


地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田2-2-2
大阪駅前第2ビル2階5号室

TEL 050-6868-9678



領収書等貼付用紙

No. 2

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	2/12

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 AESONIA



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	0379	4655***
取扱店	お取引日	時刻
37902	06-06-21	12:23
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千	円

お振込明細またはご案内
お受取人 滋賀銀行 唐崎支店 普通 登録番号 0001
サ(イ)セソコクシチヨウソクケンツウサ様
リョクフウカイ様

ご依頼人

電話番号 048-591-1111
取扱番号 400028

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

領収書等貼付用紙

No. 3

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	3 / 12

領 収 書
Receipt
領収年月日 2024.6.30 登録番号: T9011001029597
金 額 ￥28,180 税 10%
上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類
(20044 4枚)
東日本旅客鉄道株式会社
北本駅VF1発行 30045-02
印紙税申告納
付につき渋谷
税務署承認済

領収書等貼付用紙

No. 4

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6 年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	4/12

領 収 書		緑風会 様	
Receipt	領収年月日	2024.10.21	登録番号: T9011001029597
金額	¥24,100		税10%
〔クレジット扱い〕			
購入商品	JR乗車券類		
(50236 4枚)			
東日本旅客鉄道株式会社			
北本駅VF1発行	60237-01	印紙税申告納付につき渋谷税務署承認済	

領収書等貼付用紙

No. 5

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	5/12

予約番号 1363901976

支払日 November 9,
2024

領収書

宿泊者氏名 & 住所	
名前	北本市議会 緑風会
請求書送付先	-
Eメールアドレス	

記述		合計
ホテル名	JUST INN Premium Nagoya-Eki	
期間	November 9, 2024 - November 10, 2024 (泊数: 1泊)	
部屋タイプ	PREMIUM SINGLE ROOM DOUBLE BED FOR NON-SMOKERS	
部屋数	1	
エクストラベッド数	0	
客室合計金額		USD 79.66
エクストラベッド合計金額		USD 0.00
総合金額		USD 79.66
合計お支払い金額		JPY 11,380 (USD 79.66)

この領収書は自動的に作成されています。



領収書等貼付用紙

No. 6

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	6/12

領 収 書

北本市議会 緑風会 様

No. 87099-0017
初回発行日 2024/11/09

合計金額 6,000 円

但し、第11回生活困窮者自立支援全国研究交流大会参加費として
上記の金額 正に領収いたしました

税率別内訳

税率	消費税	税込金額
10%	454	5,000
8%(軽減税率)	74	1,000

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネット
ワーク 代表理事 奥田 知志
(第11回生活困窮者自立支援全国研究交流大
会 実行委員長)
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-15
サンライズ新宿3F
登録番号 T9011105006609



領収書等貼付用紙

No. 7

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	7/12

領収書

2024年12月18日

北本市議会 緑風会 様

金額

¥ 50,000

但 2025年2月10日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



領収書等貼付用紙

No. 8

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	8/12

領収証

2025 年 1 月 17 日

緑風会

様

★

¥30,000

但 ライドシェアの基礎と課題
交通崩壊の解決策と各地の事例
資料・動画データ代として

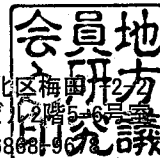
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田2-1-2
大阪駅前第2ビル5F506号室

TEL 050-6868-96



キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 (※)

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	時刻
0017	0:353	4155***	
取扱店	お取引日	時刻	
37941	07-01-06	13:09	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥30,000	¥440	
お取引後の残高(円)	おつり		
*****	*****		
お取引額金内訳	生体認証		
(1万円)	(6千円)	(1千円)	

お振込明細またはご案内

楽天銀行

第四営業支店

普通

ツヤ)シーケーセーナー様

イマセキ マサミ様

電話番号 048-593-4429

取扱番号 400063

印紙税申告納付につき通和

税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は本印で消してあります。→

領収書等貼付用紙

No. 9

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	9/12

領 収 証

2025年 1月14日

緑風会 様

金28,580円

ただし、乗車券類代
(クレジットカードによるご利用分)として、上記金額を受領しました。

適用税率

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

鴻巣801 No.000006

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 渡 谷
税 務 署 承 認 済



領収書等貼付用紙

No. 10

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	10/12

領 収 証

2025 年 1 月 17 日

北本市議会 緑風会 様

★

¥30,000

但 1/17 10時～ ライドシェアの基礎と課題
1/17 14時～ 交通崩壊の解決策と各地の事例
研修会受講代として

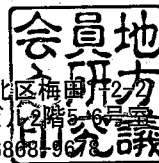
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田2-2-2
大阪駅前第2ビル2階506号室

TEL 050-6868-9678



領収書等貼付用紙

No. //

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
2	研修費	// / 12

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	0379	4655***
取扱店	お取引日	時刻
56352	07-01-23	13:08
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円)		

お受取人	お振込明細またはご案内		電信
	シカ	市町村議会議員	
	カラサキ	研修参加費	
	普通	[REDACTED]	
	サイ)セ	ソコクシチヨウソクケンソウサ"様	
	登録番号	0001	
ご依頼人	リヨクフウカイ様		
	電話番号	048-591-1111	
	取扱番号	300019	

印紙税申
付につき
お返金

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

研修名 人口減少対策・地方創生特別研修～

日にち 令和6年4月18日～4月19日

参加者 今関公美

4月18日(木)研修

講師:牧瀬 稔(関東大学院法学部 地域創生学科教授)

研修名:人口減少と共存する方策

【人口減少に勝ち抜く戦略】

「まち・ひと・しごと創生法」

- ・我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応
- ・人口の減少に歯止めをかける
- ・東京圏への人口の過度の集中を是正
- ・それぞれの地域で住みよい環境を確保
- ・将来に渡って活力ある日本社会を維持
- ・国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営む事ができる地域社会の形成
- ・地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
- ・地域における魅力ある多様な人材の確保
- ・まち、ひと、しごと創生に関する施策を総合かつ計画的に実施するための計画の作成などの項目がたくさんあり、全体的にぼやけている。

【日本の将来人口】

- ・2023年に公表された将来人口推計は、人口減少は続くものの「人口減少の速度が緩やか」になった。その理由は①前回推計では外国人の入国過数を年間約6.9万人だったのが、今回では約16.4万人になると見込んでいる。②平均寿命が2020年時点では男性81.58歳、女性87.72歳と推計している。外国人と平均寿命が拡大することが前提となっている。
- ・2050年には人口が1億人を割り込み2060年には約8600万人となり2100年には約4500万人に減るという将来人口推計がある。現在の人口増加率が将来も続くという過程で推計すると2144年には日本の人口がゼロになると予測、もし今後の人口増加を最大限見込んでも3584年には日本国内から誰もいなくなる。
- ・都道府県別の人口で最も多いのは東京で1230万8000人である。2位神奈川県、3位大阪府、4位愛知県と現在の順位と変わらない。人口が最も少ないのが鳥取県で44万1

000人と推計される。

- ・2040年は全ての都道府県で減少となる。最も減少の大きい県は秋田県の35.6%、続いて青森県の32.1%となる。

【人口減少時代の中の政策づくり】

- ・日本は人口減少社会を歩んでいる。この時代に自治体はどのように勝ち残って行くのか？
- ・多くの自治体が人口の維持（増加）、減少速度を落とすことを前提とした政策づくりを進めている。
- ・現時点では、自治体の一つの責務として人口の維持があるかもしれない
- ・地方創生の一側面は、少なくなる人口を奪い合う競争でもある。

【「自治体間競争」の幕開け】

- ・自治体間競争の定義は「地方自治体がそれぞれの地域性や空間特徴などの個性（特色）をいかすことで、創意工夫を凝らした政策を開発し、他地域から住民等を獲得すること」である。
- ・住民の福祉の増進を前提としつつ、拡大都市を目指して、様々な政策を開発していくのがこれからの自治体の取り組みである。
- ・そのためにはマーケティングやブランド化など民間企業の手法が求められる。
- ・メインターゲット（対象層）を決定することが、人口を継続的に増加させる第1歩（既存の政策の多くは老若男女すべてを対象としていることが多いため効果がでない）
- ・人口増加を考える場合は既存住民に加え潜在住民の獲得が重要である。どこから持って来るか（対象地域）も明確にする。
- ・重要なのは行政資源の選択と集中である。そのためには民間企業のようなメインターゲット戦略が求められる。
- ・セグメント化⇒不特定多数の顧客（市場）を、共通の消費者属性を持った集団に分類すること
- ターゲットティング⇒自社の製品やサービスを市場に投入する際、どの顧客層（セグメント）を標的市場にするかを定める事

【手段と目標を間違わない】

- ・シティプロモーションは、手段と目標の関係を間違わない事が大事、手段を（目的化）してはダメ！例えば、定住人口の獲得が目標であるならば、それを達成する手段は様々ある。シティプロモーションだけに固執するのは危険
- ・目標も優先順位をつけるべきである。限られた地域資源を戦略的（選択と集中）に活用していかななくては成果は導出されない。
- ・認知度拡大は重要。例えば「西海市」という存在を知ってもらわないと誰も選んでくれない（定住、交流してくれないし愛着も育たない）
- ・認知度向上は地域ブランドづくり密着に関わっている

・民間企業において財（商品）やサービスを売り込むためには、まずはその財（商品）やサービスの認知度向上のため様々なアピールをしている。

【戦略性とは？】

どの業界でどのような製品・サービスを提供するか、そしてどのように資源を配分するかなどの選択をする事こそが戦略なのである。戦略の最終目標は顧客に価値を提供することで株主をはじめとするステークホルダーに対する価値を創造すること

競争でかつには戦略が重要で、戦略の本質は他社との違いを打ち出す。成長戦略の第1歩はどのように成長するか決めるのではなく、何を放棄するかをきめること。新しい対象層を狙って行く、例えば単身高齢者を狙っている自治体はほとんどないといった感じ。

【感想】

創生とは「初めて生み出すこと初めて創ること」という意味から、他地域とは違う事を実施していかななくては初めては生み出されない、イノベーションが必要。

北本市の創生は何であろうか？ トマトカレーはB級グルメなどで優勝したりでメディア等に取り上げられ全国的に少しずつ知名度が上がってきたがトマトの生産量はほとんど無くトマトといえば生産量からも熊本の方が有名、地元の子どもたちに「なんで北本はトマトなの？ トマトの畑はないよ！」と聞かれるので、まだ住民へのアピールが弱いと感じる。

トマトカレーをもっと観光協会や商店などと盛り上げて行きながら、それ以外の戦略も必要と考える。他市との違いは雑木林を利用した森林セラピーなのか？ しかし、これまで北本市が売りにしてきた雑木林も相続の関係で減少してきた。またはデーノタメ遺跡か？ 遺跡に予算をかけてそれ以上の戦略的なアピールはできるのか？ ではサービスとして教育的価値として学力向上や北本市の学校でなければ経験できない教育や、子どもたちが地域の高齢者などと一緒に過ごせる居場所が市内のあちらこちらにあるなど…をアピールできる仕組みづくりが予算をかけても有効では？ と考えを巡らせる事ができた。

4月18日 USB 研修

参加者 今関公美

講師：牧瀬 稔

研修名：議会改革の視点と展望

【政策立案】

- ・政策立案機能を具体的にいうと、地方自治法第112条で規定されている「条例を提案する権利」である。この権利を活用している議会が（議員）が少ない。
 - ・朝日新聞の2019年調査によると、2015年から4年間に議員提案政策例を実施したのは14%であった。2015年から4年間に250議会でも396本の条例が実現した。
- 地元の酒で乾杯を呼びかける「乾杯条例」のブームは一段落して近年増えているのは「手話言語条例」となっている。議員提案政策条例は拡大していく傾向が見られない。

【地方議会の本来の姿】

- ・一般的に地方議会は①行政監視機能②政策立案機能（政策条例の提案）が役割と指摘される。この両機能を発揮している地方議会は少ない。
- これらの役割を果たしていない事が一つの理由となり、住民の議会への不信感が増している。
- ・想定される役割を発揮していない議会が多いが、一方で①行政監視機能を強化②積極的な政策条例の提案（政策立案機能）を実現している地方議会もある。

「議会改革とは何か」

- ・議会の最終的な目的は「住民の福祉の増進」になる。その意味で議会改革も当然「住民の福祉の増進」を達成していくために実施する。
- 議会が住民の福祉の増進を実現していくために①行政監視機能②政策立案機能の強化が求められる。例えば、議会基本条例にも、これらの機能を強くするコンテンツ（条文）がもとめられる。
- ・かつて議会改革は「議会改革をすること」が目的化している傾向があった。（改革とは「従来のやり方や決まりなどを改めよくすること」という意味がある。削減や縮小という意味はない。やり方や決まりなどを改めた結果、結果としての削減や縮小はありえる。

【議員定数をどう考えるか】

- ・一般的に人口1000人あたりの議員数は数字だけで判断すると、少ない方がいいかもしれない（最小の経費で最大の効果）
- ・議員数は少ないが1人あたりの報酬が高くと、総報酬費が多くなってしまうこともある（業務量としてみると効率がよいが、報酬費（人件費）としてみると効率が悪いという場合もある）

る) 重要なことは、議員数でとらえるのではなく、トータルとしての議会費の削減である。
(これは最小の経費で最大の効果という観点で考えた場合になる)

【正しい議員定数の管理とは】

・議員の能力により、正しい議員定数も異なってくる。その意味では①議員の能力開発は重要である(議員研修や視察等を充実させる事が考えられる一番よいのは議員提案政策条例に取り込む事) ②能力の高い議員を採用すべき(当選させるべき)である。住民の選挙行動にかかっている。③専門的人材の育成も大切である。某議員は福祉関係では0.5人分しか能力を発揮できないが、環境関係では3人分の能力を発揮するという感じ(議員同士の役割分担が大事)

【議員定数の管理の視点】

・議員「数」ではなく、議会「費用」という側面から考えていく必要がある(一時期、議員数の削減ばかりに論点が進む事があった)

同時に議員の能力開発の機会充実は重要である。既存の議員だけでは限界があるため、いかに外部主体(事業者やNPO団体、大学、シンクタンクなど)の力を借りて行くかも必要がある。

【議会基本条例の定義】

・既存の全国の議会基本条例の目的規定から定義を検討すると、議会基本条例は「地方自治の本旨に基づく地方議会運営の基本原則を定めた条例」と端的に捉えることができる。

議会運営の最高規範という位置づけであるため、法律に基づく議会関連の条例・規則は理念上は議会基本条例の下位に位置すると解される。(今日の分権時代の法律と条例の関係は、上下関係ではなく調整関係である。どちらが上でどちらが下というわけではない)

【意味のないアクセサリー条例】

- ①議会報告会の開催による市民との意見交換
- ②市民の政策提言位置づけた請願、陳情の提出者による意見陳述
- ③議員間の自由討議

東京財団は上記の3要素を議会基本条例の義務規定と提言している。これがない議会基本条例は単なる意味のないアクセサリー条例と指摘している。

【議会基本条例を議会改革にどう活用するか】

・議会基本条例の一つの意義は、行政監視機能と政策立案機能を強化することにある。両機能の強化をすることにより(手段)、住民の福祉の増進を実現させていく(目的)、両機能を強化する手段として議会基本条例二条分を書き込んで行く。例えば議会報告会や視察の規定は政策立案機能の強化に結びつく。

【議会シンクタンクの期待】

・執行機関への監視機能と議会の政策創出を強化するために、徹底的な調査・研究を行い、執行機関に対して提言を行うために組織された機関（団体）と定義できる。

議会基本条例に一つの規定に「議会シンクタンクの設置」を設けることにより、法的根拠として担保する。例えば「議会及び議員の活動の充実と活性化を図るために、議会シンクタンクを設置する」と明記する。

また第2項以降に「議会シンクタンクを設置する時は、事前に市長と協議する」や「市長は議会シンクタンクについて財政上の措置を講じなければならない」と明記することにより、予算が確保される（執行機関の予算措置権を間接的に担保できる）

【議会の人事権を明確にする】

・議会事務局の職員の人事権は議長にある。地方自治法第138条第5項に「事務局長、書記長、書記その他の職員は議長がこれを任免する」とある。しかし、そうでない議会が多い

そこで議会基本条例に「議会事務局職員の任命」という見出しを設定し、条文は「議長は事務局長、職長、書記その他の職員を任免するときは、市長と協議する」と書き込む

この規定により、議会事務局職員の任免については、必ず公式の場で協議が行われる。

協議でのやり取りは議事録として明確に残る。

【反論権】

・反問権だけでは生ぬるい。そこで「反論権」を規定する。一般的に反問とは「質問をしてきた相手に、逆に問いただす」という意味がある。

・反論とは「相手の論や批判に反対の意見を述べる事」という意味になる。

・「反論権」の存在を前向きに評価したい。反論という言葉に嫌悪感を持つかもしれないが、執行機関と議会の健全な関係を構築するためには、当然「反論」する関係もある。

【条例の見直し】

条例とは？

・地方公共団体の法規であるため、その効力は原則として、その地方公共団体の区域内に限られる。

・条例は議会の議決を経て制定される。条例は公布され施行されて効力を生じる

・条例に罰則を設けることができる。

（見直し）

・例）第〇条 この条例は第1条に規定する目的の達成状況を評価した上で、この条例施行の日以後3年ごとに見直しを行うものとする。

以上の様に「見直し」を行うべき

・条例は一度制定したら終わりではない。時代に合わせて、条例を見直していく必要がある。

見直しにより、議員提案政策条例が、執行部に有利な条例にかわる可能性があるため、監視機能を発揮する必要がある（一方で議員提案政策条例の場合は、なかなか執行部が率先して見

直せない現状もある)

(財源根拠規定)

・第〇条 市長はこの条例の目的を達成するため必要な財源上の措置その他の措置を講じなければならない。

- ・首長には財政権（予算措置）があるが、議会（議員）には担保されていない。
- ・議員提案により政策条例が制定・施行されても予算が確保されなくては何も施策・事業が実施されない可能性がある。
- ・議会基本条例の中に予算措置を確保しようとする動きがある。
- ・名古屋市議会基本条例の第8条は「予算等に対する議会の役割」となっている。
- ・その第5項には「議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて市長と協議する」と明記している。すなわち、この規定は議会が予算措置を伴う条例案を提案できることを前提とした内容となっている。

【感想】

議会改革とは議会の権能を強くすること（行政監視機能、政策立案機能）が手段であり議員提案政策条例や議会基本条例を活用することにより、議会の機能を強化していくことができる。議会力が高まる事で地方自治体の議会では無く、地方政府としての議会になれる。今後は地方政府の議会（議員）を意識して議会活動、議員活動に取り組んで行かれる様に議会改革を進めていければと感じた。

そのためには、「見直し規定」が必要、条例は一度制定したら終わりでは無く、時代の背景や地域の実情に合わせて見直ししていかないと、条例の意義・価値が低下する可能性があると感じた。議会基本条例に見直し規定を用意することで、何年か事に見直しが実施され活発な議会となっていく。

4月19日（金）研修

参加者 今関公美

講師：牧瀬 稔（関東大学院法学部 地域創生学科教授）

研修名：子ども条例の現状と課題

【子どもの存在価値】

- ・「子はかすがい」という格言があるが、この意味は「子が夫婦の縁を保ってくれる」である
- ・「かすがい」とは材木とをつなぎとめるために打ち込む両端の曲がった大きな釘のこと、かすがいの存在により、それぞれの材木が離れずにいる。
- ・かすがいの役割を担う子どもは、夫婦だけの縁に限定されない
- ・地域の多様な主体の縁を繋いでいく役割もある。子どもを通じて地域のコミュニティが形成されることがある。
- ・地域のコミュニティを形成する役割に「子ども」に加え「祭り」「ペット」の存在の重要性が指摘される（地域コミュニティ形成の3要素）
- ・その意味でも子どもは「夫婦の宝」であり「地域の宝」「社会の宝」でもある。

【子どもを取り巻く課題】

- ・子どもを取り巻く課題は時代により異なっている。
- ・地方自治体は国に先駆けて、子どもを襲う課題の解決に取り組んできた（国の子どもに関する法律は少ない）

【子どもに関する条例】

- ・大きく①総合的な条例（基本条例）と②個別課題に対応した条例に分けることができる。
- ・個別課題に対応した条例は多様である。
- ・権利救済、災害救済からはじまり、学校運営、いじめ、受動喫煙、性被害、体罰などと細分化される。
- ・交通安全に関する子どもの条例がないことに気づく
- ・多くの場合は、既存の交通安全条例の中の一規定に子どもの記述がある。
- ・住民投票権は該当自治体に3カ月以上住居する12才以上の日本人とする条例は長野県平谷村にある。また10歳以上は奈井江町にある。さらに当該自治体に3カ月以上居住する18才以上の永住外国人にも与える条例は愛知県高浜市にある。

【子どもの定義とは？】

- ・子どもの権利条約では「18才未満」と規定している。
- ・日本国憲法は条約を誠実に遵守することを定めている。（第98条第2項）批准した条約

は国内法に準じるため「子ども」と言われた時は、一般的には「18歳未満」

・「子ども基本法」定義第2条、この法律において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう

(国会では「心身の発達の過程」から子どもの定義を30才と言っている)

【子どもの犯罪被害の防止】

- ・生活安全条例が犯罪防止を意図しており、多くの自治体で制定されている。
- ・子どもの犯罪被害の防止に特化した条例は少ない
- ・奈良県の「子どもを犯罪から守る条例」に宮城県、栃木県、滋賀県長浜市位である。
- ・奈良県と宮城県、栃木県条例には罰則規定があるが、長浜市条例には罰則がない。
- ・多くの場合は別の条例の一規定として用意している。

【ありそうで無い条例】

- ・荒川区児童見守り条例
- ・東京都子どもを受動喫煙から守る条例(全国で30ほど見られるが、その中で子どもに特化したのは東京都、大阪府、広島県福山市、徳島県那賀町)
- ・長野県子どもを性被害から守るための条例
- ・大阪府薬物の濫用の防止に関する条例
- ・大阪府安全なまちづくり条例
- ・和歌山県未成年者喫煙防止条例
- ・奈良県少年補導に関する条例

【政策法務とは】

地方文献により地方自治体の条例制定圏と法解釈などが拡大されることにより、自治体職員や議員に必要とされてきた。

その概念は、肯定されたものではない。そのため論者によって定義も異なっている。本講義では、法を政策実現の手段としてとらえ、有効かつ効果的に地域固有の課題の解決や政策の推進を図るために、法令を地域適合に解釈運用し、地域特性に応じた独自の条例を創る法的な活動。

【子どもの財源確保】

・「千代田区子育て政策の財源の確保に関する条例」では、未来を担う子どもを健やかに育てる政策に関し、その財源確保の目的を定め、もって子育て環境の総合的かつ計画的向上を促進することを目的としている。

第3条に「財源確保の目標」を規定している。条文は「区は前条の取り組み期間における各年度の特別区民税歳入見込み額の概ね1パーセント程度の額を子育て環境の整備充実のための新規・拡充政策に要する経費に充てるものとする」とあり、2010年4月から施行し、2015年に失効した時限条例

【子どもの貧困】

- ・厚生労働省は「世帯収入から税金などを引いて計算した等価処分所得を高い順に並べ、中央の額の半分に満たない相対的貧困世帯の17歳以下の子ども」と定義している。
- ・同定義を簡単にいうと「平均的な（2019年269万円、年間135万未満）所得の世帯の半分以下に満たないレベルで生活をしている世帯の17歳以下の子ども」としている。

【絶対的貧困】

- ・ある程度必要条件の基準が満たされていない状態を示す。
- ・一般的には、最低限必要とされる食料と食料以外の者が購入できるだけの所得または支出水準に達していない人々を定義
- ・世界銀行は、絶対的な貧しさを測るための国際的な水準として、1日1.25ドル（1日200円以下）を「貧困ライン」と定め、それ以下で生活する人々を貧困人口と呼んでいる。

【相対的貧困】

- ・その国や地域の水準の中で比較して、大多数よりも貧しい状態のこと。
- ・所得でみると世帯の所得がその国の等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない状態
- ・日本の場合は年間約135万円以下である（2019年）
- ・非正規の年収は176万円なので貧困より少し上という感じ

【子ども基本法】

- ・全ての子どもが自立した個人として健やかに成長できる、意見をいうことができるなど、子どもの権利を定めた「子ども基本法」が2022年6月15日に成立した。
- ・社会全体でこども施策に取り組むと掲げている。
- ・同日、子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」の設置関連法が成立
- ・厚労省や内閣府にまたがっていた子ども関連部局を統合し、政策を一元的に進める。ただし「幼保一元化」は見送られた。

【研修を終えて】

子どもに関する条例は多岐に渡っている。条例が先行し法律が後追いで成立した。子どもに関する課題は地域性が強く、多岐にわたるため地方自治体として先手を打って条例化する必要があり北本市では議員提案で条例制定したが、今後見直しをしていく事も必要だと感じた。

4月19日(金)研修

参加者 今関公美

講師:牧瀬 稔(関東大学院法学部 地域創生学科教授)

研修名:人口減少と共存する方策

【コンパクトシティの定義】

- ・高密度で近接した開発形態、公共交通機関で繋がった市街地、地域のサービスや職場までの移動の容易さという特徴を有した都市構造がコンパクトシティと定義している
- ・都市機能や居住機能を都市の中心部等に誘導し、再整備を図るとともに、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を図る
- ・住まい、職場、学校、病院、遊び場などさまざまな「機能」を、都市の中心部にコンパクトに集めることで、自動車に頼らず、歩いて生活することのできるまち
(空間的に小さいながらも、都市機能が充実している地域)

【コンパクトシティの課題】

- ・コンパクトシティから外れた住民をどうするかという議論がある。
- ・コンパクトシティを実現するには、数十年の期間がかかる(議員が任期中には実現できないことが多い)
- ・行政の継続性が前提となる。
- ・行政の継続性のためには、首長の多選か、条例化が必要となる。

例) 青森市はコンパクトシティが実現するのに20年間という年月がかかった。20年間かかって実現出来た大きな理由の一つに、市長が6期務めた事で事業を継続出来たこと。

【交流人口(観光客)】

定住人口1人当たりの年間消費額は、旅行者の消費に換算すると外国人旅行者8人分、国内旅行者(宿泊)23人分、国内旅行者(日帰り)75人分にあたる。

家計調査を確認すると高齢者1人当たり年間消費は約178万円
交流人口で人口減を補う可能性があるというのは難しい!

【地域活性化の実例】

境港市「水木しげるロード」

- ・1980年代後半、地域経済が停滞し、新しい方向性を検討していた。
- ・1989年に商店街活性化策の一つとして「緑と文化のまちづくり」をテーマと掲げる
- ・同事業の一環として「鬼太郎」「妖怪」をキーワードとし、妖怪オブジェを商店街の歩道に設置する「水木しげるロード」(鬼太郎ロード)構想がまとまる

- ・当初の計画は観光客を対象としたものではなく、住民を商店街へ誘い込む事業として整備
- ・水木しげるロードによる地域活性化の実現のため①行政②事業者③地域住民が連携・協力して取り組む事となった。

(水木しげるロードの成功要因)

- ・行政による妖怪ブロンズ像の整備から始まった、その後、事業者による事業活動に発展
- ・地元住民を中心に「ゲゲゲのしげる会」「水木しげるロードを育てる会」「鬼太郎音頭保存会」等が相次いで誕生
- ・これらの団体が中心となり、妖怪そっくりコンテスト、妖怪ジャズフェスなど、地元住民が主体となって、年間イベントは20回以上行っている。
- ・①行政②事業者③地元住民が境港市のポテンシャルを再発見し、協働して「水木しげるロード」を盛り上げた点に一つの成功要因がある。
- ・その背景には、疲労する地域を再活性化したいという目標の共有化がある。

(その他の地域活性化のポイント)

- ・横須賀の「軍艦カレー」
- ・上勝町の「葉っぱビジネス」
- ・宇都宮の「餃子」
- ・川崎市の「工場夜景」(産業観光)
- ・阿智村の「天空の楽園ナイトツアー」
- ・五所川原市の「地吹雪体験ツアー」等々

【観光客と税収の関係】

- ・観光客が増加すれば、税収が拡大するという明確な正の相関関係はない(ほとんどが税収増加に結びついてない)
- ・税収の拡大を目的とした観光振興は期待外れに終わってしまう。
- ・観光振興により、観光客が増加した多くの自治体は税収が拡大していない
- ・観光客の増加による税収拡大を期待した観光振興は注意が必要である。

(原点は「住民の福祉の増加」)

- ・税収は増加していないが、住民の(事業者)の生活水準は必ず向上している
- ・例えば軽自動車からクラウンになったり、給料があがったり、ボーナスが増えたりなど生活水準が上がるはず。すなわち住民の福祉は増進している
- ・その意味で「住民の福祉の増進」を実現するため観光振興(地域活性化)をする意義がある。
- ・一方で、税収拡大のため観光振興するというのは間違った考えである。
- ・直接的に税収拡大を目指すのならば法的外税に採用や企業誘致など別の実施をするべき

【ポイントは地域ブランド】

ブランドとは、差別化し違いづくりという意味がある。

ブランドメッセージの重要性

- ・眠いシティプロモーションはだめ！

例)

「うちには美味しい地元料理があります」

「海の幸山の幸に恵まれています」

「教科書に載るくらい歴史的資源も多数あります」

「気候も温暖でとても住みやすい地域です」

これでは響かない

尖ったプロモーションであるべき

訴求効果のある「宣伝・広告などによって買い手の欲求に働きかける事」や「読者・視聴者など限定された対象に効果的に訴える力」

【近年の地方創生】

競争の地方創生から共創の地方創生と変化してきている。

共創の地方創生を実現する一手段がシビックプライド

(シビックプライドとは?)

- ・都市や地域に対する市民の誇り、愛着
- ・自ら育った地域は関係ない
- ・自分自身が関わって都市や地域をよくしていこうとする、当事者意識に基づく自負心が内包される。
- ・日本において「シビックプライド」は2010年前後登場した。
- ・自治体のシビックプライドへの期待は、人口減少下における「定住人口の維持」を目指すケースが多い

【感想】

コンパクトシティを実現させるのには時間がかかる。住民の理解と空き家をどうするのか？また、ごく一部の住民の理解を得るための時間と経費が必要で、その間に首長が変わると考えも変わる事が考えられ中断、予算がつかないなどが起こる。事業が中途半端になると一番影響が出るのが住民である。住民を守るためにもコンパクトシティを進めるためには条例が必要であるという事に納得した。

地域活性事業は、行政だけでは予算ばかりがかかり過ぎる割には地域として盛り上がらない、そのため協働が重要である。行政と事業者、地元が一体となり楽しみながら進めていく事、特に行政は少しずつ事業から離れ事業者と地元任せにいく体制が長続きするように感じた。

北本市はトマトカレーがメディア等に取り上げられ少しずつ知名度が出てきているが、蒲

桜やデーノタメは眠いシティプロモーションにならない様にブランドメッセージを住民や企業と連携して作り、政策公害（自治体の多すぎる政策づくりと政策実施によって、自治体職員や地域住民に外部不経済をもたらし、自治体職員のモチベーション低下）とならない様に活動人口（地域に対する誇りや自負心を持ち地域づくりに活動する者）や関心人口（特定地域に注意を向け、知りたいという意向を持つ人やマスメディア等、またふるさと納税やSNS）を増やし「人口が減っても元気で価値ある地域」にするため住民、企業と協働で行って行かれるような仕掛けづくりを後押ししたい。

研修名 市町村議会議員研修 社会保障・社会福祉～

日にち 令和6年7月1日～7月3日

参加者 今関公美

7月1日(月)研修

講師:香取 照幸(兵庫県立大学院社会学研究科 特任教授)

研修名:将来の社会保障の姿を考える

【2040年の社会のイメージ】

- ・2035年;85才以上の高齢者が約人口8%(1000万人)
- ・介護は必要無くても、生活のちょっとした困り事を抱える高齢者の増加、家族介護を期待しない、出来ない時代
- ・個人を単位とした仕組みへの再編、多様化する家族と住まい方、一人ひとり多様化となり格差も大きくなる。
- ・平均的な高齢者像では語れない多様性と格差の時代
- ・日本の長期的な人口推移から見る問題1900年から急激な人口増加となり2008年に総人口のピーク12810万人となり、2023年に12441万人から急激に人口減となっていく、予測として2100年(出生高位の場合7906万人、出生中位62779万人、出生低位51042万人)となる。

急激な人口減となる事だけが問題では無く、そのことでもたらす社会的な急激な変化に意識的考え(生活スタイル、経済等)が追いついて行かない事である。

【超高齢社会をリアルにイメージする】

(85歳以上人口が増えると何が起こるのか?)

- ・85才を超えると5割は要介護・4割は認知症となりうる。今後は、85歳以上は入院後の在宅復帰が課題
- ・外来は減少し、訪問診療が増える、サービスの中心はアウトリーチ型
- ・訪問診療を受けて散る患者の85%は要介護・要支援者
- ・在宅患者訪問診療科を算定している患者のうち要介護1・2の患者が約30%、要介護3以上の患者は約50%であった。

【人口減少】

- ・人口減少が地域に与える影響は、生活関連サービスの縮小(小売業・飲食業・医療福祉・娯楽)市町村に80%以上の確率で一般病院が立地するためには約2万人の人口規模が必要
- ・税収減(市町村の財源基盤の弱体化)による行政サービス水準の低下、生活利便性の低下・

サービスの有料化・公共インフラの老朽化

- ・地域公共交通の撤退・縮小、通勤通学の減少→不採算化→不採算路線廃止・縮小→さらなる人口減少、他方で高齢化により自家用車を運転出来ない人口の増加
- ・空き家・空き店舗・向上移転跡地・工作放棄地の増大
- ・地域コミュニティの機能低下・共助機能の低下、消防団の団員減少・学校統廃合、若年人口減少により歴史・伝統の継承者難「祭りが出来ない」
- ・社会構造の変化に即した子育て環境の整備が必要、幼稚園ニーズは減少し保育園ニーズは増加、児童生徒数の減少により小規模校や廃校が増加
- ・一人暮らし高齢者が増加、特に東京では家族や地域の支えが弱い
- ・東京圏では、県境を超えて介護施設等を利用、東京都が最も他県への依存度が高い
- ・（空間管理）都市では人口減少により「都市のスポンジ化」や人口集中地区の低密度化が進行する。
- ・（集落）中山間地域では、集落機能の維持が困難になる様な低密度化が発生するおそれ

【自治体戦略2040構想研究会 第一次・第二次報告の概要】

～人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するか～

2040年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機とその対応①

- ・2040年頃にかけて迫りくる我が国の危機を乗り越えるべく、全ての府省が政策資源を最大限投入するに当たって地方自治体の持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるようなプラットフォームであり続けなければならない
- ・新たな自治体と各府省の政策（アプリケーション）の機能が最大限発揮できるようにするための自治体行政の書き換えを大胆に構想する必要がある。

- ・若者を吸収しながらおいていく東京圏と支え手を失う地方圏

2040年頃にかけて迫りくる我が国の内政上の危機とその対応②

- ・標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全
- ・スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

『講習を受けて』

超高齢化社会に向けて医療と介護の一体提供（地域包括ケアネットワーク）が重要となり、更に在宅医療の強化「地域完結型医療」かかりつけ医機能の強化として開業医とそれを支える地域密着病院との連携が重要となる。

地方再生、定住圏、コミュニティとは、そこに住む人の生活、地域の姿を考えるという観点から社会保障・生活保障、人々の共生といったコンセプトが「人口減少下での社会コミュニティの持続可能性」につながる事が見えてくるし、居住と生活インフラと「自立と共生」を支える人々のつながりを基礎にまちづくりを考える事が大切と思う。しかし都心では（北本市も例外では無い）コミュニティ自治が崩壊しつつある。高齢が理由の自治会脱退、若い世帯は自治会に対するメリット、デメリットからデメリットしか感じられないと脱退と「自立と共生」を今後どの様に構築していくのか？今後、少子超高齢化社会に向けて、コミュニ

ティにおける医療介護連携の推進とそれに連動した独居高齢者に対する住宅保障をしていくため今から真剣に取り組んでいく必要がある。

研修名 市町村議会議員研修 社会保障・社会福祉～

日にち 令和6年7月1日～7月3日

参加者 今関公美

7月1日(月)研修

講師:渡辺顕一郎(日本福祉大学 教育・心理学部)

研修:これからの子育て支援

【少子化の進行と人口減少社会】

- ・少子化の進行、及びそれに伴う急速な人口減少が予測される中、少子化対策を強化し、子ども・子育て支援施策をより一層充実させることが国家的な重要課題となっている。
- ・子どもを産み育てやすい社会の構築、子どもの健やかな成長・発達が保障される社会の実現に向けた変革
- ・ただ人口が減るだけでなく人口の4割は高齢化となる事が問題
- ・2015年度からは、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために「子ども・子育て支援新制度」がスタート。新制度とは、子ども・子育て支援法を柱とし改正された認定こども園法や児童福祉法等を含む関連施策を指す。
- ・女性の活躍推進のための施策
- ・2016年度から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」がスタート。
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子ども達の利用料が無料化になるが、0歳から2歳の無償化にならない中途半端
- ・予防型支援としての「子育て支援」
- ・子育て支援が目指すものは、「親の養育能力を高める」「家庭における子育て強化する」ことではなく「地域や社会全体で子育てを支える」こと
- ・支援の方向性としてポピュレーション・アプローチ(あらゆる人を対象に支援)リスクの発生を防止する1次予防
- ・ハイリスク・アプローチ(心配な家庭)すでに起こっているリスクに対してアプローチ2次予防

【地域の子育て支援施設の充実と多機能化】

- ・いわゆる「子育て支援センター」などの子育て支援施設に、地域子育て支援拠点だけでなく、一時預かりや利用者支援事業などの他の子育て支援事業を併設する多機能機能(総合施設化)の取組が、各地で進められている。

【地域子育て支援拠点とは】

- ・児童福祉法において地域子育て支援拠点事業は「乳児または幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業」と位置づけら

れている

『講習を受けて』

少子化対策が「待った無し」の喫緊の課題となる中で、今年度はこども基本法に基づく市町村「こども計画」の策定年度となる。国の政策同行から支援メニューが多いのは良いことだと思うが、北本市の実情にあった少子化対策や子育て支援の効果がどのくらい見込まれるかを適切に判断することが重要。北本市の出生数は400人を下回る状況から少子化対策の拡充が必要と同時に市外に移住してしまう若い女性をくい止める施策、働く場所の確保(企業誘致含め)も重要と考える。

研修名 市町村議会議員研修 社会保障・社会福祉～

日にち 令和6年7月1日～7月3日

参加者 今関公美

7月2日(火)研修

講師:坂元晴香 聖路加国際大学 客員准教授

研修:少子化問題を考える

～データから読み解く日本の少子化の要因～

【日本の少子化の原因は?】

- ・国立社会保障・人口問題研究所が実施している出生動向基本調査のデータを基に検証
- ・全てデータに基づかない思い込み・一昔前の価値観、自分の周りだけの価値観では無いのか?

例えば:若い世代の価値観の変化、若い世代が恋愛を面倒と思うようになった(メリットを感じない、コスパが悪い)、インターネットなど娯楽の多様化(人生の優先順位の変化)、女性の高学歴、貧乏子たくさん、が結婚しない理由だと思っていないか?

「最大の要因は未婚者の増加」

生涯未婚率(50歳時の未婚割合)

男性2.6% 女性4.45%(1980年)

男性23.37% 女性14.06%(2015年) 夫婦の完結出生児数はほぼ横這いから近年緩やかに下降しているが、結婚した夫婦はほぼ子どもを産んでいる。

「増える“草食化”の割合」

- ・異性との交際ステータスは以下の4つに区分できる

1)既婚 2)未婚だが交際相手あり 3)交際相手はいないが交際には興味あり 4)交際相手はいなく交際にも興味がない

増えているのは4)の交際相手はいなく交際にも興味がない

「炙り出される“恋愛・結婚格差”」

- ・異性と交際に興味が無いのは価値観の変化なのか?→低い収入及び異性との交際関係に関連している

・男性の年収と配偶・交際関係→交際相手なし(シングル)かつ異性との交際に興味がないと回答した人のうち70%は年収300万円未満

- ・異性との交際に興味がないのは価値観の変化なのか?→低い収入及び学歴が異性との交際関係に関連している

・若い世代の非正規、低収入が結婚出来ない理由が出生動向基本調査データからはっきりとしてい

る。社会・経済の問題が大きい

「異性との間性交渉経験でも見られる“格差”」

- ・男性では短時間勤務(パート)・非正規雇用・及び無職が異性間性交渉未経験に有意に関係。年収増加に伴い、未経験の割合は減少
- ・若い世代は草食化といわれているが、草食化では無く雇用形態からみると異性との交際は正規職員、高収入、高学歴はできている

「婚活市場でもみられる格差」

- ・女性(18—49歳)では、収入と婚姻の関係はU字型で収入が最も少ない層と収入が最も高い層で結婚している。
- ・男性は収入が高いほど結婚している。雇用形態では正社員と自営業で結婚している
- ・男性は最終的には(40—49歳)高学歴ほど結婚している
- ・女性は昔、高学歴だと売れ残りと言われていたが今は違う

「結婚相手に求めるもの」

- ・男女ともに性格(女性89%、男性75%)家事・育児に対する姿勢・能力(54%・44%)
- ・女性は男性よりも多くの項目を重視すると回答
- ・男性は容姿を重視する傾向にある

ここまでは1970年より特に変化無し

- ・男女とも、結婚相手に学歴・経済力を求める
- ・若い世代での結婚に対する価値観の変化→男性が外で働き(一馬力)、女性が家事・育児を担う昭和モデルから、男女ともに経済的負担も家事育児負担も分担する形へ(女性に経済力を求める男性が増え、男性に家事・育児能力を求める女性の増加)。働き方に対する価値観の変化、リスクヘッジの考え方
- ・男女とも経済力・安定した雇用がある人はより結婚し、そうでない人は未婚のままという二極化の傾向

「子どもの数にも現れる格差」

- ・子どもを持たない人の割合の増加。ただしその影響は一様ではない
- ・男性の収入と子どもの有無、3人以上子どもがいる割合は、年収が上がる程子どもがいない割合は減る。
- ・3人以上子どもがいる割合は年収が上がるにつれ増える。
- ・男性で子どもを持たない割合は増えているが、とくに年収が低い層で幅が大きい

「女性の高学歴化は少子化の原因なのか？」

- ・経済的理由を背景に若い世代での家族形態・子どもの有無の価値判断に変化(高収入女性がより結婚する)

・男性が女性に高収入を求め、生活の安定を求めている。

「少子化対策のために何をすれば良いのか？」

・よくある誤解。子育て支援と少子化対策は同じでない

・子育て予算を増やせば出生率が上がるというのは、諸外国の例を見ても日本のこれまでの経緯を見ても間違いであるのは明らか

・例)韓国は子育て予算が日本より多いが出生率は上がっていない。

世界から見ても子育て支援に予算を多くつけても合計出生率は上がらないのは事実

『講習を受けて』

私自身も若い世帯が結婚しない理由を勘違いしていた。少子化やその背景にある未婚者の増加は決して「若い世帯の価値観の変化」「娯楽の多様化」「女性の高学歴化」では無いということ。特に今の未婚率が高いのは、就職氷河期世代とその後に続く停滞した社会の犠牲。

少子化では無く少母化時代である。非正規、低所得、さらに奨学金という借金もある。昔からの貧乏子たくさんでは無く、社会問題、経済問題から起きている格差が未婚、少子化をもたらしている事を知ることが出来た。

研修名 市町村議会議員研修 社会保障・社会福祉～

日にち 令和6年7月1日～7月3日

参加者 今関公美

7月2日(火)研修

講師:宮本 恭子 島根大学文学部

研修:福祉・介護サービスの人材確保と育成

【介護人材をめぐる動き】

介護費は改定率1.59%(同2100億円程度)のうち6割以上の0.98%(同1300億円程度)を介護職員の給与などの処遇改善分としている。3年前の改定率は0.7%今回は大幅に上回りました。

しかし、人材不足は22年度は介護保健制度が始まって初めて介護業界をやめた人の数が働き始めた人の数を初めて上回り、6万人以上が離職した。40年度には70万人近い非手出不足が想定されている(介護労働安定センター)近い将来、ヘルパー全体の4分の1が引退する。

中小企業値上げ平均4.45%、全体で5.08%と高水準となっており介護業界は追いついていないため他業界に流れてしまう。

人材確保ができずに事業所が廃止となれば、必要な訪問介護サービスを受けられない介護難民が増加し、介護離職者が増加するなど社会全体への悪影響も発生する。

【2040年問題、急激に現役世代が減少】

2050年から2040年という僅か15年間に於いて、現役人口(20～64才)が約1000万人も減少するという問題である。

年間平均の減少スピードは約73万人であり、これは1995年から2020年における生産年齢人口の減少スピード(年間平均48万人)よりも大きい値である。

積極的な移民の受け入れでもしない限り、日本経済は深刻な労働力不足に直面する可能性がある。

総人口は2008年の1億2808万人をピークに減少に転じ、2056年に1億人を割り込み2070年には8700万人まで減少する見込み。65歳以上の占める割合も増加して(2020年:28.6%→2040年34.8%→2070年38.7%)

人口減少に加え地域課題が多様化・複雑化する中、本来その解決を担うべき地方公共団体は財源や人材の不足により、サービスを提供できる領域が縮小していく見込み。

期待された三次ベビーブーム世代の到来は来なかった。これからは高齢化した高齢者の増加が問題となる。

「将来推計」2033年に1世帯平均2人未満に未婚の高齢者も急増、30年後は、本人の兄弟や子どもを含めて近親者が全くいない高齢者が急増すると予想される。

【福祉・介護サービスの人材確保・育成】

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

- ・介護職員の処遇改善→2019年10月の消費税率の引き上げに伴い、更なる処遇改善を実施予定
- ・多様な人材の確保・育成→中高年齢者等の介護未経験者に対する入門研修を創設し研修受講後のマッチングまでを一体的に支援、介護福祉養成施設における人材確保の取組
- ・離職防止定着促進、生産性向上→介護ロボットの導入支援や生産性向上のガイドライン作成、介護ロボット・ICT活用推進の加速化、認定評価制度の普及に向けたガイドラインの策定
- ・介護職の魅力向上→介護を知るための体験型イベントの開催
- ・外国人材の受け入れ環境整備→在留資格「介護」の創設に伴う介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生等の支援

「介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用・協働化・大規模化の推進等）」

介護サービス事業者の経営協働化・大規模化を促進するため、社会福祉連携法人の一層の活用の促進、法人、事業所間の連携による事務処理部門の集約や、協働で行うICTインフラの整備、人事管理システムの共通化などにより一層取り組むとともに、好事例の横展開を図る。介護分野における手続き負担を軽減する観点から、2025年度中に介護事業所の地方公共団体に対する指定申請等の行政手続きのデジタル化を進める。また、必要な介護サービスを提供するため、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める。

【介護を担う家族（家事労働者）】

ビジネスケアラーに関する将来推計→約4割

2020年における経済損失の推計→9兆1792億円

高齢化の進行に伴う家族介護者負担の増大

高齢化の進行に伴い、日本全体で仕事をしながら家族等の介護に従事する者（ビジネスケアラーやワーキングケアラーと呼称）の数が増加。介護離職者は毎年約10万人であり、2030年には家族介護者のうち約4割（約318万人）がビジネスケアラーになる見込み。

仕事と介護に関する問題の顕在化が進むと予想される中、2030年には経済損失が約9.1兆円となる見込み。内訳を見ると、仕事と介護の両立困難による労働生産性損失が占める割合が極めて大きい。

「介護離職、年間10万人」

家族の介護をしながら働く人の介護離職は年間10万人になり、育児介護休業法改正案は7年施行予定、介護休業などの制度を知らないまま離職するケースが相次いでいることから、

育児・介護休業法の改正で離職を防ぐため介護に直面する前の40歳程度の従業員に対して「介護休暇」などの支援制度を周知することが企業に対して義務づけられる。

また、みずから家族の介護が必要だと申し出た従業員には個別に周知し、必要な制度が選択できるよう意向を確認する事を義務付ける方針も示された。従業員の申し出を待つだけでなく相談しやすい環境づくりが必要。

「企業規模別の仕事と介護の両立支援状況」

大規模部門では「相談窓口を設置」している企業は5割を超える一方で、実態把握を行う企業は3割未満。利用者へのニーズ聴取等を通じて、実態に即した支援策を充実していく事が望まれる。中小規模部門も主に柔軟な勤務制度と社内周知等の取組が中心、約28%が「いづれも特に行っていない」と回答しており、両立支援の取組がより一層望まれる。

両立が難しいとする理由の中では「勤務先の両立支援制度が整備されていない」が最も多く、ついで「家族・親戚の理解・協力の不十分さ」となっているため、柔軟な休暇取得やテレワーク、フレックスなど「働き方の柔軟性」を求める声が最も多い状況。リテラシー向上に資する介護に関する実施に関しては従業員側も必要性の認識が低い。

『講習を受けて』

超高齢化社会を迎えるに、まずは要介護者を増やさない事、そのためには健康事業が必要(フレイル予防、運動、食事、コミュニティ)である。事業に参加する高齢者は自覚が来ていると思われるが、自宅から出ないで毎日テレビだけの生活をしている高齢者、特に男性高齢者をいかに外に出させるか? 地域コミュニティが崩壊してきている現代では孤立が増えて行くことが心配である。

また、介護報酬減で訪問介護の危機も出てくる。訪問介護事業所で従事しているヘルパーの26%が65歳以上となっている事を考えると近い将来、ヘルパーの4分の1が引退するであろう。これでは地域包括システムが成り立たなくなっていく。

さらに介護離職が増えればヤングケアラーにも繋がってくる事が心配される。

研修名 市町村議会議員研修 社会保障・社会福祉～

日にち 令和6年7月1日～7月3日

参加者 今関公美

7月2日(火)研修

講師:垣田 裕介 大阪公立大学

研修:生活困窮者の実態と支援策

～社会保障・社会福祉の在り方を考える～

【生活困窮の多様な側面を捉える視点】

生活困窮または貧困というと、生活に必要なお金が足りない状態と捉えられがちです。もちろん生活には一定のお金は必要であり、だからこそ福祉を語るうえでお金の話を避ける事は出来ない、そのうえで、ここで注目するのは生活困窮は多様な側面をもっていてお金が足りないという面だけでは無いということを理解する必要がある。

生活困窮をどのように捉えるかで生活困窮への対応策の考え方は変わってくる。お金で全ては解決出来ない、その理由として例えばギャンブル依存症やアルコール、薬物依存症の方にお金を渡しても依存している事に使ってしまうので、買い物支援や月払いでは無く週払いにする等の工夫が重要。

世代横断的な貧困の捉え方について、具体的な事例

・2015年度から実施されている生活困窮者自立支援制度の相談窓口を訪れた母子世帯の事例→母親には知的障がいの疑いがあり、子は小学2年生、母のパートの賃金と児童扶養手当などで月収入は10万円を切る。母は調理ができず、食事はインスタント食品か惣菜。家には暖房器具は無い。親子とも昼夜逆転生活で子は今年度から不登校。

この事例の子どもの貧困に対処するには、母親を含めて世帯として抱える複合的なニーズに対して、現金給付や支援サービス給付を含めた包括的な支援を行う必要がある。このように子どもの貧困だけを切り取る事は出来ず、世帯横断的に貧困を捉えて支援策を検討する視点がもとめられる。

「貧困への目線」

それは例えば、いわく、こうすれば貧困にならなくて済んだはずなのに、こうすれば貧困から抜け出せるはずなのにの様に、「はず」の、もっともらしさ軽薄さ・・・物事には理由があり人にはそれぞれ事情があり、もっとこうすればと見ず知らずの他人に上から目線で言わせる様な、それほど単純な人生を誰しも生きていないであろう。

生活に困った人に対して、より充実した福祉を提供するには
何が必要か？

- ・専門的な知識を学ぶ・専門的な資格を取得する・制度やマンパワーなどの資源を活用する
- ・制度運営や人材確保のための財源を確保する・関係機関の連携を図る

そもそも生活に困った人はどこにどれだけいるのか？どの様な事に困っているのか？これらのことがわからなければ対応出来ない。相談窓口等を設けたとしても相談が寄せられたとは限らない。信頼できない相手や解決が期待出来ない相手には相談は寄せられない。

例えば飲食店のメニューをながめていても食事を楽しむという行為は得られないし、空腹も満たされないと同じで、福祉の制度というメニューが用意されているだけでは、生活を支えるという機能を果たす事はできない。生活の困り事を解決しない。いかに届けるかという視点が重要、福祉制度のメニューを必要とする人に届けて生活に寄与させてこそ、生活を支える機能を実際に果たす事ができるのである。

「人の生活を下支えするもの」社会的孤立を視野に入れて福祉を考える
人生の「喜怒哀楽」で言えば、おそらくそのうちの「怒」と「哀」については他者による関与の意味が分かりやすいかもしれない。不満や怒り、やりきれなさや哀しみを抱えたときに、他者にぶちまけたり吐露することで、他者からなだめられたり励まされたり支えを得たりする。そして、やはり人は一人では生きられないし、他者からの支えを得て生きられる事を痛感したりする。

他方で「喜怒哀楽」の「喜」と「楽」については、どうであろうか？その場合もわれわれは他者を必要とするのではないだろうか。喜ばしいこと、うれしいこと、楽しくなることがあったとき、他者に伝えたり話したくなる。「喜」と「楽」についても人は一人では味気や頑張り甲斐を感じられなかったりするのではないだろうか。

『講習を受けて』

生活困窮者への支援策を考える時に「地域」で見守るや地域で支えるというが、その言葉には具体性が無いように感じる。誰がさせるのかという具体的、どのように支えるのかという具体例が必要だと感じた。しかし地域コミュニティが希薄している現代では、この具体策を出すことが難しく、更に地域で困っている世帯、人を見つけ出し支援を届ける事も難しいと感じる。

生活困窮者に対して「〇〇すればいいのに」という方がいる。例えば仕事を選ばずに働けば→選ぶことすらできない。家族に頼れば→家族を頼れない状態、虐待、DV、家族も貧困。スマホを解約すれば→社会的信用の最後のよりどころ（スマホ料金を支払っている信用、求人社会の信用を得られる）

研修名 市町村議会議員研修 社会保障・社会福祉～

日にち 令和6年7月1日～7月3日

参加者 今関公美

7月3日(水)研修

講師:三原 岳 ニッセイ基礎研究所

研修:高齢者介護と地域共生社会

グループワーク⇒北本市、鶴ヶ島市、柏崎市、鯖江市、三木市の5市で行った。

『生活のしづらさとは?』

・生活のしづらさのある人たちへの支援として、自治体が民間専門機関との連携や地域住民との協働も含め行う

民間⇒専門職、医療、介護施設、福祉事業所、支部社協

地域住民との協働⇒非専門職、地域サロン

高齢者⇒足腰が弱ってゴミ出しに苦勞するようになる

認知症の人⇒今まで楽しみにしていた教室等に行かれなくなる

障害者⇒対人関係が上手く築けず仕事が長続きしない

生活困窮者⇒住まいを失って生活に困る

社会的養護⇒周りに相談できずに悩んでいる

引きこもり⇒対人関係が上手く築けず社会から孤立

・支えあいは福祉だけではない点に注意

福祉に関わる支え合いだけで無く、興味や関心のネットワークも意識

・地域住民のネットワークは「福祉」という狭い領域に限らず、興味や関心なども趣味のサークルに加えて、生活上の不安に関わる思いなども絡む。しかも地域に出向くと同じ人や組織が担っているケースも少なくない。

福祉領域にとどまらず、まちづくりや防災など他の分野のネットワークに加えて、住民同士の興味・関心の集まりなども意識する。

行政が望む地域づくりを押し付けていないであろうか?支える側にも支援が必要。

今回受講市町村の事前課題を別紙にて添付してあります。

大会参加報告書

大会名 第11回生活困窮者自立支援全国研究交流大会

主催者 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

日程 令和6年11月9日(土)、10日(日)

会場 東海市芸術劇場(愛知県東海市大田町下浜田1016番地)

日本福祉大学東海キャンパス(愛知県東海市大田町下浜田1071番地)

参加者 桜井 卓

1日目 全体会 東海市芸術劇場(大ホール) 12:30~17:30

(1) 基調講演 人が元気になるために一支援と解決、いやしについて考えるー

文化人類学者、東京工業大学名誉教授、東海学園大学特命副学長 上田紀行氏

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 代表理事 奥田知志氏

- ・スリランカでは精神的な病になった場合、悪魔が憑いたとして悪魔祓いを行う。孤独な人に悪魔が憑くから村を挙げて一晩中お祭り騒ぎをして悪魔を祓い、笑って元気を取り戻す。孤独が病になること、人と繋がって笑えば元気になることを知っている。日本ではどうか。自傷や他傷のニュースしか見ていない。日本でも悪魔祓い=孤独にさせないこと、笑って元気にすることが必要。

(2) 知っていますか? 改正生活困窮者自立支援法のポイント

厚生労働省社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室長 南孝徳氏

明治学院大学 教授 新保美香氏

慶応義塾大学 教授 駒村洋平氏

- ・生活困窮者自立支援法が制定されて10年。新型コロナ禍でも一定の役割を果たしたが、新たな課題も顕在化した。特に持ち家のない単身高齢者の増加が大きな課題となっているため、居住支援を強化する法改正が行われた。支援会議や居住支援事業が努力義務化された。家計改善支援事業については国庫補助率が引き上げられた一方で、必須化は見送られた。人件費について報酬改定の仕組みがないことも大きな課題。

(3) こどもと家族の今とこれから 困窮者支援から見る少子化対策

日本女子大学人間社会学部 教授 周燕飛氏

認定NPO法人フリースペースたまりば 事務局長 鈴木晶子氏

NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 松田妙子氏

長野県知事 阿部守一氏

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長 本後健氏

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 顧問 宮本太郎氏

- ・鈴木事務局長: 子育ての困難はお金と無償のケアがあれば大体は解決できる。どちらも

ないと立ち行かなくなる。国の制度ではお金や仕事の面に重点が置かれ、家庭内ケアに関する視点が抜けている。

- ・阿部知事：子育て支援と困窮者支援の線引きが難しい。子育て支援は所得制限を設けずにやりたいが、予算には限りがある。子育て支援が重要と言っている中で、自治体間で差があるのはおかしい。医療費の無償化は多くの自治体が行っているが差がある。ナショナルミニマムになっているものは国が行うとほしいと要望している。東京には人口が一極集中しているが財源も集中している。東京が子育て施策を強化すると地方はついていけない。地方財源の在り方は全国的な視点での議論が必要。

2日目 分科会 日本福祉大学東海キャンパス

(1) 分科会5 施策・制度に向き合う自治体職員が描く「フォーマルな連携」づくり

川崎市健康福祉局障害計画課 課長 平井恭順

大牟田市都市整備部建築住宅課 課長 櫻木慎二

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 顧問 伊藤明子

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター研究部門（社会的支援部門）副統括研究員 春名由一郎

一般社団法人北海道総合研究調査会 調査部長・東京事務所長 切通堅太郎

A' ワーク創造館 副館長 西岡正次

- ・平井課長：川崎市では法定雇用率に算入されない週 20 時間未満の障害者就労に取り組んでいる。中小企業では人手不足に悩んでいる。短時間雇用の創出には次の 4 要件が必要。①職務（業務内容）を明確にすること、②企業が必要とする職務が遂行できる人を募集すること、③職務の遂行に必要な能力以外は求めないこと、④同じ職場でともに働くこと。障害者の特性を理解した繊細なマッチングが求められる。企業側の支援に特化した職員も必要（就労支援員と兼ねない）。
- ・伊藤顧問：住宅政策はハコからハコ＋サービスに変わってきている。ハコも公共ではなく民間活用が変わってきている。空き室も多いが耐震性や利便性に問題があるものが多い。弱くなっている家族機能をどうやって補うか。安否確認・福祉サービスへのつながりが大事。居住支援協議会は県と市どちらがやるかがネックになっている。連携が重要だが、責任の所在が不明確になりやすい。リスク分担、誰が何をやるのかを明確に。

(2) 分科会7 法改正に伴う居住支援のこれからー『居住サポート住宅』の実現に向けて

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室長 南孝徳氏

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長 津曲共和氏

法務省保健局更生保護振興課地域連携・社会復興支援室 専門官 梶山陽子氏

大阪府都市整備部住宅建築局居住企画課 技師 林内輔氏

追手門学院大学 准教授 葛西リサ氏

NPO法人ワンファミリー仙台 地域福祉課長 佐藤岳彦氏

NPO法人やどかりプラス 理事長 芝田淳氏

認定NPO法人抱樸 理事長 奥田知志氏

- ・南課長：居住支援の強化が盛り込まれたところが大きな改善点。住まいの総合相談窓口を置くことをお願いしている。居住支援協議会と連携しながら窓口をつくることをお願い。4つの機能を想定している。新設ではなく、機能が揃っていれば良い。入居前・入居時・退所の支援まできっちりやっていただく。生活困窮者支援法と住宅セーフティネット法を使って支援していただく。自立相談支援事業の中で居住支援をやることを法律に明記。ホームレスに限らず住まい不安定な方が対象。住まい相談支援員を置く。追加で人員を配置した場合の人件費を予算要求している。相談員からサービスにつないでいく。自立相談支援機関に3職種（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）に加えて住まい相談支援員を配置（兼務可能）。一時生活支援事業を強化する。シェルター事業をやっている自治体がシェルターを出た後の支援を行うことが目的だったが、前回の法改正でシェルターと居住支援を分けた。今回の法改正では努力義務。どちらか一方でも、両方でも可。地域居住支援事業は55自治体しかやっていない。広域実施も含めて検討をお願いしたい。ホームレスが少なく一人暮らしが多い。地域居住支援事業だけでも実施可能。1年が期限だったが、改正により延長が可能になった。
- ・葛西准教授：日本は圧倒的に持ち家政策。少ない民間賃貸住宅にお金がない、子どもがいる、保証人がいない人、貸す側にとってはリスクが高い人が殺到する。しかし不動産業界にとって住宅は商品。そこで人を救ってくれというのは烏滸がましい。高齢者は単身でも持ち家の人が多いが、多くは死別により単身になったもの。今後は離婚・未婚が増え家を持ってない単身者が増えることは明白だが、貸しやすくする議論ばかりで入居者が置き去りになっている。住宅セーフティネット制度の家賃低廉化補助制度ができて期待したが、ほとんど使われておらず失望した。厚労省と国交省の共管というが、責任の所在がなくなる。明確化が必要。

研修参加費用

参加費 5,000 円

交通費 37,320 円

- ・宿泊費（ジャストインプレミアム名古屋駅） 11,380 円
- ・新幹線（東京～名古屋） 5,120 円×2＝10,240 円
- ・乗車券（北本～名古屋） 6,930 円×2＝13,860 円
- （名鉄名古屋～太田川） 460 円×4＝ 1,840 円

合計 42,320 円

研修参加報告書

講座名 『地域の足』が無くなる？交通空白解消セミナー

主催者 地方議員研究会

日 程 令和7年1月17日(金) 10時～16時30分

会 場 リファレンス西新宿大京ビル2階205会議室(東京都新宿区西新宿7-21-3)

参加者 今関 公美(資料・動画郵送)、桜井 卓(会場参加)

午前 ライドシェアの基礎と課題 10:00～12:30

- ▶ 交通事業者によるバス・タクシーによる有償運送が衰退し、コミュニティバスやライドシェアを導入する動きが広がっている。自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)は2006年に創設された制度で、実態に合わせて度々法改正が行われ、活用の幅が広がっている。
- ▶ 自家用有償旅客輸送は、撤退した路線バスの代替として実施されていることが多い。定時定路線運行とデマンド運行があるが、バスが撤退した地域なので、利用者数は少なく収支率も悪い。収支率は定時定路線が20%、デマンドが40%程度。地方に行けばさらに低くなるが、これは仕方のないこと。
- ▶ タクシーは最も便利な公共交通機関であり最後の砦だが、①なかなか捕まらない、②配車に時間が掛かる、③金額が事前に分からない、④そもそも高いなどの理由から利用されていない。
- ▶ タクシーでも、事前確定運賃、相乗りタクシー、変動迎車料金、ダイナミックプライシング(混雑度により変動する料金)、定額・サブスクなど、利用者の不安・不満を解消する方策はいろいろある。デマンド運行でも、運行形態はいくつもある。ライドシェアを導入する前に今あるタクシーを使いやすくすることが先決。タクシー事業者を1社でも残す努力をしなければならない。
- ▶ 新潟県三条市ではコミュニティバスからデマンドタクシーに切り替えた。半径300mに1か所(市内全体で610か所)のバス停を設置し1日400人もの利用があるが81%が一人乗車。利便性が高まり利用者は増加したが、市の財政負担は大幅に増加した。成功・失敗は一概には言えない。一部はAIデマンドタクシーに転換したが、AIが十分に生かされているとは言えない。しかも最近は利用者数が減少傾向にある。
- ▶ 日本版ライドシェアは、タクシーが不足しているが増やすこともできない場合に、白ナンバーを使って実質的に増やそうとする制度。タクシー事業者が配車を行う。運転手の雇用・教育、運行管理、車両整備・事故対応を行う。アプリ配車による事前確定運賃のみで、運賃自体はタクシーと同額。
- ▶ 交通空白を解消する方法は多様。ライドシェアに似たもので事業者協力型自家用有償運送や共同輸送という方法もある。日本版ライドシェアでなければならない理由はあるか。
- ▶ 交通空白解消のための予算が確保されている。今がチャンスなので積極的に。
- ▶ ライドシェアでは地域公共交通を救うことはできない。様々な制度、方法を使って公共交通全体の再構築(リ・デザイン)を進める必要がある。
- ▶ 公共交通の利便性を高めればコストがかかる。コストがかかることに住民の合意があるのであれば、利便性を高めることはできる。

午後 交通崩壊の解決策と各地の事例 14:00~16:30

- ▶ コロナで公共交通は機能の維持が求められたが、休業補償がなかった。非常に苦しい経営を迫られた。元々利用者が減少する傾向にあったが、コロナがとどめを刺した。コロナが収束して利用者数は回復傾向にあるが、コロナ前には戻っていない。
- ▶ コロナの感染拡大により交通手段は電車・バス・タクシーから自家用車に、買い物もショッピングセンターからネット通販にという行動変容があった。
- ▶ 公共交通の利用は時間帯によって波が大きい。公共交通を維持するためには、1日の時間帯ごとの利用者を平準化するのが効果的。休止・減便による赤字低減ではなく、需要の平準化による輸送資源の再配分を検討すべき。
- ▶ バスでも時間帯別運賃やダイナミックプライシングは可能だが、後者は事例がない。
- ▶ すでに公共交通を利用している人、利用したいけど利用していない人、利用するつもりがない人、それぞれに対する対策は異なる。どこにターゲットを絞って対策を講じるか。
- ▶ コミュニティバスの実証実験では目標が達成できないと継続できない。維持するために町内会において当番制で乗る日を設定し、利用者を維持し、運行を継続している事例がある。また、歩いて出かけている人に声をかけて（ナンパ）乗ってもらっている事例もある。取組を続けることで利用者が増えていく。残すには住民の努力が必要。
- ▶ 自動運転はレベルが5段階あり、レベル2までは実用化されている。国で目標にしているのはレベル4（特定の走行環境条件においてシステムが全ての運転タスクを実行）。レベル5は他の車に混ざって普通に運行される状況で、今のところ現実的ではない。
- ▶ 多くの自治体で自動運転の実証実験を行っているが、実用的ではない。茨城県境町ではレベル4で実用化されていると言われているが、時速25kmで乗車定員も15人。5億円も掛かっている。自動走行バスの後ろに渋滞ができる。許容しなければならない。住民の合意が取れているから良いが、果たして持続可能なのか。
- ▶ 兵庫県三田市では2年間の実証試験を実施したが、利用者は減り、満足度も下がった。自動運転は、現状では実際に乗車すれば不安になるレベル。運転手が足りない中、自動運転で代替させようとするならば、ある程度の我慢が必要になる。

研修参加費用

参加費 60,000 円（1 講座 15,000 円×2 講座×2 人）

交通費 1,540 円（北本～新宿 770 円×往復、1 人分、Suica 利用）

合 計 61,540 円

市町村議会議員研修報告書

研修名 令和年6度市町村議会議員研修「3日間コース」

「人口減少社会における議会の役割」

主催者 全国市町村国際文化研修所

日程 令和7年2月3日（月）～5日（水）

会場 全国市町村国際文化研修所

報告者 小久保 博雅

全国から126名の市町村議員が参加。研修は基本的に講義とグループワーク・ディスカッションで行なわれた。

○講義

1日目に武庫川女子大学経営学部 金崎健太郎教授により「これからの地方議会への期待～人口減少社会を見据えて～」について、富山県南砺市 田中幹夫市長により「人口減少社会における南砺市の取組み」について行なわれた。2日目は日本総合研究所調査部 藤波匠上席主任研究員により「人口減少社会について考える～若者の未婚や少子化の視点から～」について、長野県立大学グローバルマネジメント部 田村秀教授により「人口減少社会について考える～人口推計の結果を踏まえた視点から～」の講義と「これからの地域の姿を考える～議員として何ができるか～」を表題とした演習として、グループワークを行ない、3日目グループワークの内容発表及び長野県立大学グローバルマネジメント部 田村秀教授による講評が行なわれた。

人口減少は東京、大阪、横浜などの大都市以外の地方自治体においては、多かれ少なかれ課題として抱えられていることであり、人口減少の要因は各自治体で異なることから、対策も異なるとのことであった。特に移住者促進は多くの自治体で実施しているものの、そのことにより人口減少に歯止めがかかるほどの期待は出来ないとのことで、流出を抑える方が重要であるとのことであった。具体的に流出を抑えるための施策としては、自治体内で安定して生活できる産業、企業を育てることが重要だとのことであった。

○グループワーク・ディスカッション

4名程度のグループに分かれ、各自治体の現状、問題点と考えられる事象の紹介や悩んでいることなどについて講義内容を踏まえて意見交換を行なった。自分のグループは、福島県本宮市、岐阜県本巣市、高知県南国市の議員で、人口構成、大都市の周辺自治体という類似した自治体であった。

グループワークでは人口減少の抑制と地域の活性化をポイントに3つの要点にまとめま

した。

1 点目は企業誘致の促進。人口を増やすためには企業の誘致が必須との考えで、行政も様々な施策を講じている。ただ、高速道路ができアクセスがよくなったが、企業が来てくれない。企業が来ても、地元ではパート雇用がほとんどで、正規、長期の雇用につながらない。企業は来てくれたが、社員はほとんど近郊の大都市に住み、人口増加につながらない。等の課題が挙げられた。

2 点目は、地元での創業支援です。やはり、地元では仕事がなく、転出してしまう。あるいは雇用延長になり、兼業農家が続けられなくなって、農業を辞めるなどの話がありました。市内で創業をしようとする若者への支援がほとんどない、特に、農業に関しては後継者がおらず、遊休農地にならざるを得ない地域がある状況で、新規に農業を志す若者達への支援、援助がない。今、各地で遊休農地が増えています。後継者がいないためです。行政は新規農業従事者に金銭的支援をしているところもありますが、農業自体を指導、経験させ新規農業従事者を開拓する取り組みを行っている所は少ないと思います。金銭的な支援をしたり、民間で若手農業団を設立し、新たな農業従事者を育てる試みは行われていますが、行政の関わりとしては十分ではない状況でしょう。行政主導で新たな農業従事者を育てること、さらに空き家を利用し移住環境を提供することは、食料自給の問題だけでなく、遊休農地の削減、しいては地域の人口減少の抑制に少なからずつながるのでないかと思います。

第3点は若者達が地域に残る方策です。講義で高校生などに地域での企画を実施させ、地域愛を育てる等の話がありましたが、そういった経験を体験してもらうことも重要だと思いますが、やはり若い子達は都会に行きたいという気持ちは今も昔も変わらないと思います。ただ、若者達が都会に行ってから、ああ故郷に帰りたいなと思う人も少なくありません。ただ、戻りたいと思っても、戻ってこれる受け皿がありません。

創業を支援すると共に、このような U ターンを望んでいる若者達の受け皿をどう作っていくのかも大きな課題ではないかとの話でした。

グループとしては、講義にもありましたように、若者達のニーズが我々の世代とは違っており、このようなニーズを把握し、既成概念にとらわれることなく推進し、行政にも提言していく必要があるのではないかとの考えで集約されました。

以上、講義にあったように、各自治体での状況、環境は異なり、一律でこうだというものはなく、市民の生の考えを収集し、自分の地域に特化したニーズをあぶり出し、行政に要請していくことが重要ではないかと考えました。

各地域の活動や問題点などを、ざっくばらんに伺うことができ、非常に有意義な研修であった。

会議参加費用

参加費 11,000 円

交通費 28,580 円

・JR 乗車券（北本－唐崎往復）

・新幹線特急券（東京－米原往復）

宿泊費 研修費に含まれる

合計 39,580 円

研修名 適正な議員定数の算定手法を考える

日程 令和7年2月10日(月) 第1部

会場 としま区民センター

参加者 今関公美、桜井卓

講師：廣瀬和彦（株）廣瀬行政研究所

【議員定数】

意義

- ・議員定数の最大数は一般的に制約なし、最小数に関しては3人となっている。
定数を議論するのに当たり⇒近隣市との横並びだけでなく類似団体等と確認すると良い
法的根拠

- ・地方自治法90・91条、都道府県・市町村の議員の定数は条例で定める。

【公職選挙法15条】市町村は特に必要がある時は、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる⇒メリットとして地域の声を確実に拾える。

各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は人口に比例して条例で定めなければならない。ただし特別の事情があるときは概ね人口を基準とし地域間の均衡を考慮して定めることができる。

【H25～R5市議会議員定数・報酬状況】

- ・議員定数増となり議員報酬減となっている自治体はない。議員定数減、報酬増は28.6%、定数減となり報酬も減になったのは2.6%

人口が増えても議員数が増えた自治体はないが、報酬増に関してはある。

地方議会議員の概況

投票率推移

- ・市議会議員選挙の投票率は昭和26年と比較して47.1%下落、令和5年は43.92%
投票率が50%を下回ると住民の代表として認められていないことになる。

選挙における意識調査

- ・選挙にあまり関心がなかったから30.2%が最も多く次いで適当な候補者も政党もないが23.9%…その他・分からないが13%、これは政策に極端な違いがないと選ぶのが難しいが、少子高齢化だと高齢福祉、子育て政策となりがちになってしまう事は仕方がない部分もある。

議員のなりて不足

・市議会議員選挙の無投票当選者数の割合は平成31年で2.7%、令和5年では指定都市議会0.5%、一般市議会3.6%、特別区0%、都道府県議会2.5%、町村議会30.5%
⇒報酬が低すぎる。低い事がなりて不足の要因の一つ

議員の兼業状況

・議員専業は46.8%（年金受給者含む）

女性議員の割合

・（令和3年）市議会16.8%、県議11.8%、町村議会11.8%、合計15.1%
⇒女性が立候補すると「子どもはどうするのか？」などと言った声がある。

なり手不足解消のための方策

・議員報酬を増加する
・休業等における労働法制を整備する（立候補における休暇、求職、復職、労働時間）
⇒やるべきとの声と反比例して進まない
・会議規則における欠席事由の改正（公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由）
・議員の通称（旧姓）使用
・厚生年金への加入（住民の理解が難しい）
⇒年収が700～800万円を超えると不足解消となる。

地方自治法における議員定数規定の推移

地方自治法改正の趣旨

・平成11年改正→明治以来の法定定数制度が維持されてきた歴史的経緯等にかんがみ、法律において何らかの基準を定めておくことが適当である条例定数制度へ移行
平成23年改正→議会制度の自由度を高め、議会機能を充実・強化させる見地から法定上現制度はもはや扶養であるとして撤廃
（注）議会改革＝定数削減ではない

議員定数と人口

・議会の議員が住民の声を反映するものである以上、住民の数が多くなれば多くなるほど、それに比例して住民の意見の種類も多くなると考えられることから、これを議会に反映させるべき任務を担う議員の数も多くする必要がある→人口比例方式を採用

議員定数と議会事務局職員数

・人口5～10万未満の平均職員数は6人、全国では平均7.9人
⇒議会事務局が少ない事で議会の役割を果たす事が出来ない（例、韓国では事務局職員が日本よりも多い）

議員定数と経費の関係（議会費）

・令和5年度一般会計予算額と議会費→人口5～10万未満では0.7%、全市では0.5%

⇒定数、報酬を減らしても財政状況改善にはならない、予算や公共事業にメスを入れることにはならないが、何かしらの住民サービス費に充てることはできる。

議員定数を改正する理由

改正理由

- ・議員定数の改正をなぜ行うのか明確な目的・効果を提示したうえで議論をする必要があることに注意。

改正時期と議論の必要性

- ・改正のタイミング→一般選挙が行われる最低でも半年～1年前には議論を終わらせる必要あり、選挙を意識した議論となり理性的な議論ができない
- ・任期ごとの議論の是非→議会の根本である定数を4年ごと議論する必要はない、4年で先の議決を覆すほどの事情が生じることは原則としてあり得ない。

議員定数と議員報酬の関連性

- ・倫理上→議員定数と議員報酬には理論的な関連性はなく、別個独立の事象として勘案する必要がある。
- ・実務上→議員定数と議員報酬を同時に改正する形が良い

議員定数議論と民意等の反映手法

- ・公聴会・参考人の活用（専門的知見の活用、議会報告会・意見交換会・アンケート調査の活用）限られた人の意見と偏らない事、商工会議所・青年会などの市民参加としての専門的知見を聞く

議会の権能と議員定数の関係

- ・議事機関の機能重視→討議体制を考慮した議員定数（議員同士で意見を延べ委員会で十分な討議ができる人数を決めてから定数を決めても良い）
- ・立法機関の権能重視→政策立案が容易な議員定数（専門的知識を持っている少人数で決める事が決定は速い）
- ・監視機能の権能重視→充実した監視機能を考慮した議員定数（住民サービスの見落としがされない事が重要）

議員定数の算定方式

- ・議会における審議が本会議中心主義か委員会中心主義のどちらを採用しているのか？
- ・本会議又は常任委員会で十分な討議・審査ができている人数をどのように考えるか？
- ・十分な民意が反映されている審議体制であるか？

常任委員会の適正人数を考えるうえでの視点（可児市議会 H29）

- ・討議性を高めるために必要な議員数→委員会における討議性に適した議員数は多様性かつ効率性を担保するのに必要な人数は7人から8人
- ・専門性を高めるために必要な議員数→専門性は常任委員会の数がベースとなる。議員数算出は討議性を高める7～8人（何故7～8人なのかの説明がない）に常任委員会数を乗じた数が適当

- ・市民性を高めるために必要な議員数→小学校区方式で最大数と最小数の範囲の決定、地域割から自治連合会数の14

- ・議会運営性を高めるために必要な議員数→討議性・専門性・市民性を統合的に加味した数

西脇市議会 (R2)

- ・類似団体との比較→類似団体より少ない

- ・討議性を高めるために必要な議員数→委員会等の人数を考えると最低7～8人は必要

- ・専門性を高めるために必要な議員数→原則縦割り常任委員会に1つのみ所属

- ・市民性を高めるために必要な議員数→現状の現在員数(14人・議員定数は16人)では厳しくより多くの議員が必要

- ・議会運営性を高めるために必要な議員数→基本条例を実践していくには現状の現在員数(14人・議員定数は16人)では困難

- ・常任委員会の議論を深めていくために必要な議員数→議論をするには7～8人

委員会に置ける適正人数を考えるうえでのエビデンス

- ・span of control and public organizations→軍の編成・組織厚生において用いられていたが、企業経営にも用いられた。各組織内のマネジメントが適正に行うことができる人数で一般的には5～7名が望ましい

- ・leading teams→50年以上にわたるチームのパフォーマンス研究の結果、大半の任務に関して4～6人がチームの人数としては最適であり、いかなる仕事のメンバーにおいてもメンバーが10人以上いるべきではないとしている。(10人以上だと議論に参加できない人が出る)

エビデンスに基づく委員会構成

- ・実証研究から導出できる委員数→5～6人(この視点における委員会数は委員会として十分な議論、統制がとれる面からのみ勘案した委員数)

- ・地方議会の役割を踏まえた委員数役割→5人又は6人を委員会の構成の最小単位として人口上昇に合わせて数を増加(議会の役割として十分な討議が求められる一方、多種多様な住民の意見の反映も求められる)

- ・議員定数=適正な1常任委員会員数×適正な常任委員会数(+1議長分)

人口比例方式

- ・議員1人として住民のどれだけの代表となることが適当か→住民の意見・要望を把握できる範囲はどの位か?

人口段階別の議員1人当たりの人口

- ・5～10万(235市)→議員1人当たり平均人口数3498.8人、平成11年総務省区分による人口数1666～3333人

例) 竹原市人口22557人→議員1人に対して1500人の場合16人、2000人は12人、2500人は10人

類似都市比較方式

- ・人口規模の類似する都市と比較する→人口と産業構造の類似する都市と比較する比較方式を使用するうえでの指標
 - ・人口→平成23年以前の地方自治法における議員定数の基準並びに諸外国に置ける議員定数の一般基準
 - ・人口と産業構造により分類（類似団体都市）→行政権能の相違を踏まえつつ人口及び産業構造により全国の市町村を35の類型に分類したもの
- ※面積や財政規模による分析も考慮に値するが、面積の場合は居住面積と非居住者面積も問題がある。

面積人口方式

- ・議員定数は人口、人口二条、面積で81.8%が決まる
- ・議員定数は人口が多くなれば多くなる
- ・しかし、大きくなる程度はだんだん小さくなる
- ・議員定数は、市域面積が大きくなるほど多くなる

研修名 適正な議員報酬の算定手法を考える

日にち 令和7年2月10日(月) 第2部

参加者 今関公美、桜井卓

講師：廣瀬和彦（株）廣瀬行政研究所

議員報酬

議員報酬の法的根拠

- ・地方自治法203条→議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならない
- ・地方自治法204条の2→普通地方公共団体はいかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第203条の2第1項の者及び前条例第1項の者に支給することができない。

- ・近年に置ける消費者物価上昇
- ・人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体の特別職の職員の給与月額
- ・過去における特別職の職員の給与改定の状況
- ・一般職員の給与改定の状況
- ・議員費の前5カ年の一般財源構成割合及び報酬を引き上げた場合に置ける平年度ベースの構成割合の増加見込み
- ・当該地方公共団体の議員報酬月額総額の住民1人当たり額と類似地方公共団体のそれぞれの比較
- ・議会議員の活動状況（審議日数）

議員報酬にたいする方向性

- ・無給とすべきが生活給とすべきか
- ・議員の身分をどのように考えるべきか
- ・議会の権限をどのように考えるべきか（議員定数減、報酬増）

議員報酬の減額

基本的な考え方

- ・原則→普通地方公共団体は法律又はこれに基づく条例に基づかないでいかなる給与その他の給付も出来ないこととされているが、報酬及び費用弁償は普通地方公共団体が支給しなければならない義務を負うものであって、これを受ける権利は公法上の権利であるから、条例をもって報酬を支給しないことと定めたり、あらかじめこれを受ける権利を放棄することは

できない

- ・例外→報酬は元来役務の対価としての性質を持つものであるから、議会欠席、懲罰による出席停止の様にそもそも役務の提供がない場合は、これを支給しない旨又は減額する旨を条例に規定する事は問題ない（条例で自由に定められる）

政務活動費

- ・政務活動費の効用→政務活動費はその使途が地方自治法100条14項で規定されており、「議員の調査研究その他の活動に資するため」とされている事から、その効用は一般的に議会が有する政策立案機能及び監視機能に反映されることが想定され、議員報酬に比べて議会・議員活動の充実強化につながる可能性が極めて高い。
- ・政務活動費の増額と市民感情→政務活動費を増額することは一般的に住民からの批判を議員報酬ほど受けにくい可能性が高いと言える

議員報酬を考えるにあたっての考慮点

- ・住民の選挙によって選ばれた地方公共団体の特別職
- ・一般職の事務職員と異なり任期は4年しか保証されていないこと
- ・年金が存在しないこと
- ・退職金がないこと
- ・議員は対外的に職業として認識されていないこと

議員報酬算定の基準方式

- ・執行部職員給与基準方式
- ・地方公共団体における一般職最高給を勘案して議員報酬を考慮する
- ・地方公共団体における特別職給与を勘案して議員報酬を考慮する
- ・地方公共団体における議員定数と同党の執行部職員の給与を考慮する

特別職・一般職

- ・特別職は恒久的でない職または常勤勤務することを必要としない職であり、かつ職業的公務員の職でない点において、一般職に属する職と異なるものと解される。また、自己の責任で職責を果たすことが期待され職務には勤務時間という概念がない。

議員報酬にたいする総務省・全国議長会の考え方

- ・都道府県議会議員の報酬額の目安として各都道府県の俸給表の一等給の中間にあたる額を適当とする内簡を提示
- ・市議会議員の報酬基準額についての考えを示し、市議会議員の報酬を市長給のおおむね2分の1に該当する課長給を最低基準とする事が適当と答申（全国市議会議長会）

算定参考見解

- ・土山希美枝（法政大学教授）→議員69名が集合する立法機関と長を含め行政機関の上級職から69名の集合に支払われる給与とを比較することは、歳費・給与的な議員報酬を考える参考として有効
- ・和田・本田（元総務相）→議員報酬額を行政執行部の特別職に準拠して算定する執行部準

拋方式

長給与基準方式

- ・長の給与を基準とする妥当性はあるのか
- ・長の職務執行日数と議員の職務執行日数の対比から議員報酬を算定
- ・議員の職務執行日数をどう算定するか

職務執行日数の算定に当たっての留意点

- ・前議員又はサンプルとなる会派又は議員の実際の活動日数あるいは時間を積み上げて計算するのか
- ・議員報酬の対象となる職務を画一化し、それぞれにかかる平均時間を割り出し、その職務を回数としてどれほど行ったかということから計算するか
- ・職務執行の計算に当たって日数と時間どちらとすべきか

行政貢献度算定方式

- ・行政評価を活用した算定→議員報酬の性格上、議会活動、議員活動に反映した金額を考える必要があることから、例えば現状の議員報酬又は類似団体の平均議員報酬を基礎としたうえで、議会活動及び議員活動に対する評価を第三者機関に行わせる
- ・評価期間→評価を行う期間として特別職報酬等審議会を活用する事も考えられるが、行政区長、商工会等の住民の代表者、執行期間、学識経験者の三者で例えば2名ずつを委員とした期間を設け、評価することが考えられる

議会費固定方式

- ・議会日を一定の割合とする（絶対額か割合か）
- ・新たな議会日の負担を住民に負担させるかどうか
- ・議会費一定の中で議員定数と議員報酬を関連付ける

活動日数と時間を一度見直す事が必要、また一般職員の給与と比較する事も必要では？

地方議員研究会「交通空白解消セミナー」報告書

研修名 「交通空白解消セミナー」

主催者 地方議員研究会

日 程 令和7年3月26日（水）～27日（木）

会 場 リファレンス西新宿大京ビル

報告者 小久保 博雅

早稲田大学社会技術融合研究機構研究員客員准教授 井原 雄人氏による「交通空白解消セミナー」を2日間にわたり受講した。

セミナーは4部構成で第1部「交通空白と地域公共交通の役割①」、第2部「交通空白と地域公共交通の役割②」、第3部「ライドシェアの基礎と課題」、第4部「交通崩壊の解消策と各地の事例」であった。

○講義

第1部は交通空白と地域公共交通の役割①として、用語の定義、人口減少と高齢化を数値で確認することの重要性、地域公共交通の定義と範囲、地域公共交通の役割と課題、人口減少時代のまちづくりと交通の関係などの内容が講義された。特に地域公共交通に求められる役割と価値については以下の4点が挙げられた。

1. 地域住民の移動手段の確保

運転のできない学生・生徒や高齢者、障害者、妊婦等の交通手段の確保

2. まちのにぎわい創出や健康増進

外出機会の増加によるにぎわいの創出や歩くことによる健康増進

3. 人の交流の活性化

観光客等の来訪者の利便性や地域内での回遊性の向上により人の交流を活性化

4. コンパクトシティ＋ネットワークの実現

都市機能を集約した拠点同士や拠点と居住地域を結ぶ交通手段の提供

公共交通はこれらの役割を担っているが、現実的には国、行政、交通事業者が地域公共交通を維持する責務はないとされており、利用者を含めた関係者が連携して取り組むことが必要であるとのことであった。

第2部交通空白と地域公共交通の役割②では地域交通法の改正の歴史と意図、競争どころではなくなった時代、地域公共交通計画の突っ込みどころ、自治体の役割の再確認、議員に取り上げて欲しい交通課題について講義が行われた。特に、地域公共交通計画策定時／見直し時のポイントでは、国からの補助金確保のためのアライバイ計画として地域公共交通計画を策定している自治体も少なくないが、公共交通があるから住んでみたい街にな

るように具体的に課題、目標、指標を設けて定めることが重要であることが指摘された。また、コミュニティバスの利用が低迷しているのでデマンドバスに転換するという考え方は好ましくなく、交通手段はそれぞれに仕組みがあり、その仕組みが利用ニーズと合うかどうかを検討しなければならないとされた。

第3部はライドシェアの基礎と課題であり、政府の交通空白解消本部の議論をおさえる、日本版ライドシェアの全国展開、公共ライドシェア・日本版ライドシェア・乗合タクシー、コミュニティバス、デマンドバス運行の定義と役割、地域の足対策と観光の足対策について講義が行なわれた。ここでは、そもそもライドシェア、公共ライドシェアとはどのようなもので、他の公共交通と何が違うのかとの基本的なことを学ぶことが出来た。また、公共ライドシェアの課題としてタクシー事業者との合意の形成が困難である状況の説明と、それを克服するための全国自治会ライドシェア協議会での取組が紹介された。特に国土交通省が実施している交通空白解消緊急対策事業では、自治体が交通空白解消に向け、公共ライドシェア・日本版ライドシェアやAIデマンド、乗合タクシー導入等に新たに取組む場合、立ち上げに要する費用を支援する仕組みについて細かく紹介された。

第4部交通崩壊の解消策と各地の事例では、交通崩壊は既に始まっている、ローカル鉄道の再構築に関する仕組みと支援例、交通税導入の検討と財源策、自動運転ロードマップ、DXGX新しいモビリティサービスについて講義が行われた。交通崩壊の理由としては、

- コロナに大幅な利用減、回復しきらない需要

- 赤字だった交通事業者にとっては、各種補助金をもらっても車両を維持し続けることすら困難

- 従来から運転手不足に加え、需要の増加する貨物輸送に人財が流出

- 2024年問題（労働時間の制限）により、お金（補助）・車両があっても運行することが出来ない

の4項目が挙げられ、当たり前と思っていた地域の足が突然消滅する事態が起こり始めているとのことであった。

このような事態から、自治体においては「公共」交通機関に対する「公」の役割の見直しが行なわれており、主な検討内容として

- これまで「公共」交通と言いながら、民間事業者が担ってきた交通事業の位置づけの見直し

- 自治体と連携し、競合する民間事業者間の共同経営による効率化

- 自治体が効率的な路線再編、運賃体系などの制度設計をし、民間事業者が運行業務やサービスを提供

- インフラ（＝車両や施設）を公が所有し、運行を民間が担うことの検討

が挙げられ、様々な自治体での取組も紹介された。その中で滋賀県では税制審議会が公共交通を維持していくための税金「交通税」の導入を求める答申を知事に提出し、今後の動向が注目されるとのことであった。

北本市でも昨年秋の路線バスの減便やタクシー運行時間の限定など、少なからず公共交通問題が顕在化してきている。公共交通は市民の重要な足であり重要であるが、その維持、導入はハードルが高い問題でもあり、今後も全国の動向を注目していき、市の取組の参考となるよう提言したい。

セミナー参加費用

参加費 60,000 円

交通費 3,792 円

・JR 乗車券（北本―新宿） 770 円

・地下鉄（新宿―西新宿） 178 円

計（770 円+178 円）×2（往復）×2（2 日間）=3,792 円

宿泊費 なし

合計 63,792 円

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 緑風会 令和 6 年度分

使途基準 項 目	資料作成費	1 / 1 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和6年 1月6日	トナーカートリッジ 1本	11,446 円	13	
合 計 額		11,446 円		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

領収書等貼付用紙

No. 13

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
7	資料作成費	1/1

領収書

お客様コード(2148121)

No.3052141-24

北本市議会 緑風会 様

2025年 1月 6日

合計金額： ￥11,446-

但し 伝票番号3052141の商品代金として
上記のとおり正に領収致しました。

(クレジットカードによるお支払い分)

プリンタートナーカートリッジ代

内 訳

10%税込金額 ￥11,446-

8%税込金額

フォーレスト株式会社

ココデカウ

〒330-0844

埼玉県さいたま市大宮区下町2丁目

JPR大宮ビル3階

電話：0120-40-4016

E-mail：support@cocodecow.com

URL：https://www.cocodecow.com



登録番号：T9030001010870

この領収証はダウンロードにより作成されたものです。
この領収証を印刷した場合、収入印紙の貼付は不要です。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 緑風会

令和 6 年度分

使途基準 項 目	資料購入費	1 / 2 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和6年 7月16日	「叱れば人は育つ」は 幻想	1,243 円	1 4	学校におけ る子供の指 導・支援方法
令和6年 8月5日	・押さえておきたい 地域福祉・社会福祉協 議会 ・地域福祉とは何か	5,720 円	1 5	
令和6年 8月8日	〈叱る依存〉がとまら ない	1,760 円	1 6	学校におけ る子供の指 導・支援方法
令和6年 8月8日	フィードバック入門 耳の痛いことを伝え て部下と職場を立て 直す技術	957 円	1 7	
令和6年 8月23日	「個別最適な学び」と 「協働的な学び」の一 体的な充実を目指し て レビー小体型認 知症とは何か	3,586 円	1 8	
令和6年 8月26日	反体罰宣言 日本体 育大学が超本気で取 り組んだ命の授業	1,760 円	1 9	
令和6年 9月17日	「令和の日本型学校 教育」を体現する学校	2,750 円	2 0	
合 計 額		17,776 円		

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 緑風会

令和 6 年度分

使途基準 項 目	資料購入費	2 / 2 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和6年 10月28 日	OECD Education 2030 プロジェクトが 描く教育の未来：エー ジェンシー、資質・能 力とカリキュラム	3,300 円	2 1	
合 計 額		3,300 円		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

領収書等貼付用紙

No. 14

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
8	資料購入費	1/8

amazon.co.jp

注文番号 249-3447180-6111069 の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2024年10月21日
注文日: 2024年7月7日
Amazon.co.jp 注文番号: 249-3447180-6111069
ご請求額: ¥1,243

緑風会 様

2024年7月16日に発送済み

注文商品
1点「叱れば人は育つ」は幻想 (PHP新書), 村中 直人
販売: アマゾンジャパン合同会社

価格
¥1,243

コンディション: 新品

お届け先住所:
櫻井 卓

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

請求先住所:

櫻井 卓

商品の小計: ¥1,243
配送料・手数料: ¥0
注文合計: ¥1,243
ご請求額: ¥1,243

2024年7月16日: ¥1,243

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

領収書等貼付用紙

No. 15

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
8	資料購入費	2 / 8

登録番号: T9010001134416

領収証番号: 000057110 2024年08月05日 No.05-001777192

領収証

緑風会

様

金額

¥5,720-

・押江おさむ
・地域福祉
・社会福祉
・協風会
・地域福祉
・とほ何の

内クレジット利用計 ¥5,720(内消費税等 ¥520)
内現金扱い等計 ¥0(内消費税等 ¥0)
書籍・文具等 ¥5,720(内消費税等(10%) ¥520)

但し

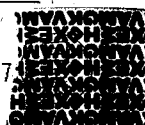
書籍代

上記正に領収いたしました。

鋪丸善ジュンク堂書店 大宮高島屋店

〒330-0846埼玉県さいたま市大宮区大宮1-32大宮高島屋 7

電話048-640-3111



領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
8	資料購入費	3/8

amazon.co.jp

注文番号249-1703826-4337436の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2024年10月21日
注文日: 2024年8月7日
Amazon.co.jp 注文番号: 249-1703826-4337436
ご請求額: ¥1,760

緑風会 様

2024年8月8日に発送済み

注文商品
1点く叱る依存)がとまらない, 村中直人
販売: アマゾンジャパン合同会社

価格
¥1,760

コンディション: 新品

お届け先住所:
櫻井 卓

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

商品の小計: ¥1,760
配送料・手数料: ¥0
注文合計: ¥1,760
ご請求額: ¥1,760

請求先住所:
櫻井 卓

: 2024年8月8日: ¥1,760

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

領収書等貼付用紙

No. 17

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
8	資料購入費	4/8

amazon.co.jp

注文番号249-6520167-9654220の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2024年10月21日
注文日: 2024年8月5日
Amazon.co.jp 注文番号: 249-6520167-9654220
ご請求額: ¥957

緑風会 様

2024年8月8日に発送済み

注文商品	価格
1点 フィードバック入門 耳の痛いことを伝えて部下と職場を立て直す技術 (PHPビジネス新書), 中原 淳	¥957
販売: アマゾンジャパン合同会社	

コンディション: 新品

お届け先住所:
櫻井 卓

配送方法:
通常配送

支払い情報

支払い方法:

請求先住所:
櫻井 卓

商品の小計:	¥957
配送料・手数料:	¥0
注文合計:	¥957
ご請求額:	¥957

2024年8月8日: ¥957

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

領収書等貼付用紙

No. 18

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
8	資料購入費	5/8

amazon.co.jp

注文番号249-0733155-2999862の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2024年10月21日
注文日: 2024年8月22日
Amazon.co.jp 注文番号: 249-0733155-2999862
ご請求額: ¥3,586

緑風会 様

2024年8月23日に発送済み

注文商品 価格
1点「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指して, 奈須 正裕 ¥2,640
販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品
1点 レビー小体型認知症とは何か —— 患者と医師が語りつくしてわかったこと (ちくま新書 1766), 樋口 直美 ¥946
販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品

お届け先住所:
櫻井 卓

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

商品の小計: ¥3,586
配送料・手数料: ¥0

請求先住所:
櫻井 卓

注文合計: ¥3,586

ご請求額: ¥3,586

2024年8月23日: ¥3,586

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

領収書等貼付用紙

No. 19

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
8	資料購入費	6/8

amazon.co.jp

注文番号249-7520330-6134204の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2024年10月21日
注文日: 2024年8月25日
Amazon.co.jp 注文番号: 249-7520330-6134204
ご請求額: ¥1,760

緑風会 様

2024年8月26日に発送済み

注文商品
1点 反体罰宣言 日本体育大学が超本気で取り組んだ命の授業, 南部さおり
販売: アマゾンジャパン合同会社

価格
¥1,760

コンディション: 新品

お届け先住所:
櫻井 卓

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

商品の小計:	¥1,760
配送料・手数料:	¥0
注文合計:	¥1,760
ご請求額:	¥1,760

請求先住所:

櫻井 卓

2024年8月26日: ¥1,760

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

領収書等貼付用紙

No. 20

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
8	資料購入費	7/8

amazon.co.jp

注文番号249-5802663-8849403の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2024年10月21日
注文日: 2024年9月16日
Amazon.co.jp 注文番号: 249-5802663-8849403
ご請求額: ¥2,750

緑風会 様

2024年9月17日に発送済み

注文商品 価格
1点「令和の日本型学校教育」を体現する学校, 奈良女子大学附属小学校学習研究会 ¥2,750
販売: アマゾンジャパン合同会社

コンディション: 新品

お届け先住所:
櫻井 卓

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

商品の小計: ¥2,750
配送料・手数料: ¥0

請求先住所:
櫻井 卓

注文合計: ¥2,750

ご請求額: ¥2,750

: 2024年9月17日: ¥2,750

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

領収書等貼付用紙

No. 21

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
8	資料購入費	8 / 8

amazon.co.jp

注文番号249-7582492-5715853の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2024年11月27日
注文日: 2024年10月27日
Amazon.co.jp 注文番号: 249-7582492-5715853
ご請求額: ¥3,300

緑風会 様

2024年10月28日に発送済み

注文商品
1点 OECD Education2030プロジェクトが描く教育の未来:エージェンシー、資質・能力とカリキュラム, 白井 俊
販売: アマゾンジャパン合同会社

価格
¥3,300

コンディション: 新品

お届け先住所:
櫻井 卓

配送方法:
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

商品の小計:	¥3,300
配送料・手数料:	¥0
注文合計:	¥3,300
ご請求額:	¥3,300

請求先住所:
櫻井 卓

2024年10月28日: ¥3,300

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

使 途 基 準 項 目 別 支 出 内 訳 表

【使途基準項目ごとに作成し、領収書等と対照できるようにする】

会派名 緑風会 令和 6 年度分

使途基準 項 目	事務所費	1/1 枚	(単位：円)	
支 出 年 月 日	支 出 内 容	支 出 額	領 収 書 等 貼付用紙No.	備 考 (按分率等)
令和6年 8月28日	ドリス本棚大容量ス リム3段	6,990 円	2 2	
令和7年 1月8日	ニューOPC コピー用 紙S	2,310 円	2 3	
合 計 額		9,300 円		

※この表は、使途基準項目ごとに支出日順に1件ずつ記載してください。

※按分がある場合には、按分後の支出額を記載してください。

領収書等貼付用紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
10	事務所費	1/2

amazon.co.jp

注文番号249-9064076-1795835の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2024年10月21日
注文日: 2024年8月26日
Amazon.co.jp 注文番号: 249-9064076-1795835
ご請求額: ¥6,990

緑風会 様

2024年8月28日に発送済み

注文商品 1点 DORIS ドリス 本棚 大容量 スリム 3段 おしゃれ a4 キヤスター 漫画 コミック 幅55cm 奥行35cm 高さ109cm オークアルバーン3段【16255】 価格 ¥6,990
販売: GRAZIA(出品者のプロフィール)

コンディション: 新品

お届け先住所:
櫻井 卓

配送方法:
通常配送

支払い情報

支払い方法:

商品の小計: ¥6,990
配送料・手数料: ¥0

請求先住所:
櫻井 卓

注文合計: ¥6,990

ご請求額: ¥6,990

2024年8月28日: ¥6,990

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。

領収書等貼付用紙

No. 23

領 収 書 等 貼 付 用 紙

【領収書等は、使途基準項目ごとに貼付用紙に貼付する】

会派名 緑風会 令和 6年度分

No.	使途基準項目	用紙枚数
10	事務所費	2 / 2



領 収 証

2025 年 01 月 08 日

領収日 2025 年 01 月 08 日

緑風会 様

金額 ¥2,310-

但

上記金額正に領収いたしました。

内訳		
内税 8%	¥0- (消費税)	¥0-
内税 10%	¥2,310- (消費税)	¥210-

現金決済 ¥2,310-

レシートNo. 02-0000177780

領収証No. 02-0000005393-1

店舗名 40422 文具 北本店

レジ: 02 1010415

登録番号: T1180001139117

<保管上のお願い>
印刷面を内側に折返して下さい

(明 細)

3個 @700
ニューOPCコピー用 S 税抜 ¥2,100◎は軽減税率(8%)対象商品
(000100 通常ポイント(掛率) 10)
今回のポイント計 10 ポイント

残高反映に時間がかかる場合があります